

建設環境常任委員会会議録

〔令和 7 年 3 月定例会〕

福岡県筑紫野市議会

筑紫野市議会 建設環境常任委員会 審査日程

令和7年3月10日（月） 会場：第1委員会室

時 間	案 件		所 管 課	ページ
9:00	議 案 第15号	筑紫野市水道事業及び下水道事業の設置等に関する 条例の一部を改正する条例の制定について	上下水道 料金総務課 ・工務課	4
	議 案 第22号	令和6年度筑紫野市水道事業会計補正予算(第4号) について	上下水道 料金総務課 ・工務課	6
	議 案 第23号	令和6年度筑紫野市下水道事業会計補正予算(第3 号)について	上下水道 料金総務課 ・工務課	14
	議 案 第30号	令和7年度筑紫野市農業集落排水事業特別会計予算 について	上下水道 料金総務課 ・工務課	18
	議 案 第34号	令和7年度筑紫野市水道事業会計予算について	上下水道 料金総務課 ・工務課	22
	議 案 第35号	令和7年度筑紫野市下水道事業会計予算について	上下水道 料金総務課 ・工務課	33
	所管事務 調 査	下水道施設老朽化に関する調査について	上下水道 料金総務課 ・工務課	43
	所管事務 報 告	水質調査等の結果について（平等寺地区）	環境課	49
	所管事務 報 告	令和6年度外部評価委員会答申及び検討方針の報告 について	商工観光課	62
	所管事務 調 査	森林整備計画について	農政課	69
	所管事務 報 告	第二次筑紫野市都市計画マスタープラン中間見直し の進捗について	都市計画課	78
	所管事務 調 査	集合住宅（マンション）の建設について	都市計画課	80
	所管事務 報 告	令和6年度空家調査の結果報告について	建築課	86
	所管事務 報 告	公園施設長寿命化促進事業について	管理保全課	90
	所管事務 報 告	総合公園遊具等更新事業について	管理保全課	92
	所管事務 報 告	令和7年度一般会計予算の主たる事務事業について	環境経済部 建設部	97

令和7年第2回（3月）筑紫野市議会定例会 建設環境常任委員会

○日 時

令和7年3月10日（月）午前9時00分

○場 所

第1委員会室

○出席委員（7名）

委員長	宮崎吉弘	副委員長	段下季一郎
委員	田中允	委員	横尾秋洋
委員	辻本美恵子	委員	城健二
委員	前田倫宏		

○欠席委員（0名）

○傍聴議員（10名）

議員	八尋一男	議員	上村和男
議員	西村和子	議員	山本加奈子
議員	坂口勝彦	議員	白石卓也
議員	佐々木忠孝	議員	檜木孝一
議員	赤司祥一	議員	吉村陽一

○出席説明員（24名）

建設部長	野田清仁	都市計画課長	鶴川和宜
計画担当係長	堀尾圭吾	開発担当係長	三浦隆
建築課長	永利啓次	空家対策・建築計画担当係長	山本裕介
空家対策・建築計画担当主任	池田省吾	土木課長	深見勝彦
管理保全課長	菊武秀明	公園担当係長	原田裕介
環境経済部長	平嶋顕治	上下水道料金総務課長	山田和成
財務管理担当係長	勇川大輔	料金担当係長	猿渡康弘
上下水道工務課長	山田学	給排水担当係長	前川恒夫
水道担当係長	鶴岡靖生	下水道担当係長	新山武志
環境課長	益永晃	環境保全・廃棄物担当係長	小椎尾公憲
商工観光課長	川口隆	商工観光担当係長	武藤智史

農政課長 松永崇臣

農林土木担当係長 東 泰 弥

○出席事務局職員（2名）

課長 高木美智子

主 査 森 敬

開会 午前9時00分

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、皆様、おはようございます。定刻になりましたので、建設環境常任委員会を開会いたします。

まず初めに、傍聴の件をお諮りいたします。6名の議員が委員会の傍聴に出席しておりますので、先に報告をしておきます。

それでは、会議に入ります前に念のため申し上げますが、会議中、発言のある方は挙手をしていただき、委員長から指名を受けた後にマイクのスイッチを押して発言していただきますようお願いします。今回も議会だより原稿作成のための会議録を音声文字起こしソフトにより対応することとしておりますので、必ずマイクを使用した発言に心がけていただきたいと思います。また、携帯電話をお持ちだと思いますけども、今、電源を切るか、マナーモードに、この録音に支障を来しますのでよろしく願いいたします。

なお、本日の委員会閉会后、協議事項として議会だよりに掲載する案件についてほか3件を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、お手元に配付しております日程に従い、本日の会議を進めます。

それでは、議題に入ります前に、平嶋部長がお見えですので、まず御挨拶をいただき、出席職員の紹介をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

部長。

○環境経済部長（平嶋顕治君） 皆さん、おはようございます。環境経済部長、平嶋でございます。本日は議案が6件、それから報告2件、調査3件ありますので、長丁場ではありますが、よろしく御審査のほどお願いいたします。

それでは、職員のほうの紹介をさせていただきます。それぞれ職員のほうから紹介のほうをお願いします。

○上下水道工務課長（山田 学君） おはようございます。上下水道工務課長をしております山田です。どうぞよろしくお願いいたします。

○上下水道料金総務課長（山田和成君） おはようございます。上下水道料金総務課長の山田和成と申します。よろしくお願いします。

○財務管理担当係長（勇川大輔君） おはようございます。上下水道料金総務課で財務管理担当の係長をしております勇川大輔と申します。よろしくお願いします。

○料金担当係長（猿渡康弘君） おはようございます。上下水道料金総務課料金担当の係長をしております猿渡と申します。今日はよろしくお願いいたします。

○給排水担当係長（前川恒夫君） おはようございます。上下水道工務課で給排水担当係長をしております前川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○下水道担当係長（新山武志君） おはようございます。上下水道工務課下水道工務担当係長をしております新山です。よろしくお願いいたします。

○水道担当係長（鶴岡靖生君） おはようございます。上下水道工務課水道担当係長をしております鶴岡です。よろしくお願いいたします。

○環境経済部長（平嶋顕治君） それでは、本日はよろしくお願いいたします。

○委員長（宮崎吉弘君） よろしくお願ひします。

それでは、議案第15号、筑紫野市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

本件について、執行部より説明をお願いいたします。

課長。

○上下水道料金総務課長（山田和成君） それでは、議案第15号、筑紫野市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明いたします。

まず、資料の御紹介ですけれども、本日は、補正予算書等に加えて、こちら、建設環境常任委員会の説明資料も使って説明を進めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいま御紹介いたしました説明資料の4ページを御覧ください。

4ページのほうに1から4まで記載がございますけれども、まず、1の条例改正の理由といたしましては、地方自治法の改正に伴いまして、条例が引用しております地方自治法の該当箇所に条ずれが生じたために、それに沿う形で条例の本文を改正するものとしております。

続きまして、5ページのほうを御覧ください。

改正の内容といたしましては、5ページの上段に新旧対照表を掲載しておりますが、議会の同意を要する賠償責任の免除について規定しました条例第7条の本文におきまして「第243条の2の8第8項」とありますものを「第243条の2の9第8項」へ修正するものです。

これは、地方自治法第243条の2の8の前に2の7が追加されましたことによりまして、条例が引用する地方自治法の条番号が2の9に繰り下がる形となったためです。なお、今回、地方自治法第243条の2の7として追加されました特定歳入等の収納に関する条文は、普通地方公共団体の収納事務の合理化と納入義務者の利便性向上を図るために、普通地方

公共団体の長が定めます歳入等、こちらを特定歳入等と申し上げますけども、この特定歳入等につきまして、地方税共同機構が収納事務を取り扱えるようにするための規定を定めたものとなっております。

それでは、説明資料の４ページへお戻りください。

３番目の施行期日につきましては、地方自治法の当該変更箇所の施行日が公布の日から起算して２年６か月を超えない範囲において政令で定める日とされておりますので、今回改正いたします条例についても同様に設定をしたいと考えております。公布の日は令和６年６月２６日となっております。

以上が議案第１５号、筑紫野市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定の内容となっております。よろしく御審査の上、御可決賜りますようお願いいたします。

○委員長（宮崎吉弘君） ただいま執行部より説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） これは筑紫野市の問題ではないんじゃないかなと思うんですけど、新たに２４３条の２の７という地方自治法の改正があったら、新旧対照表の９の右側に、２４３条の２の７、これが２の８になるというふうに、これは地方自治法のほうでこういうふうに手続がされているということと理解していいんですか。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道料金総務課長（山田和成君） 今委員おっしゃられたとおり、地方自治法の中でそういった条の入替えが発生しております。

ちなみに、今、特定歳入等の関係で追加された条文につきましては、令和８年９月以降に順次、地方税共同機構を通じましていろんな地方自治体の収納関係をオンライン化して利便性を図っていかうという動きが今進められておりますので、それに向かつての前段としての条文ということとなっております。

○委員長（宮崎吉弘君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 職員の賠償責任についての規定いうそのものが、今言われた部分ですね、新たに変わっていくものが、今後の筑紫野市のやり方に影響はないものということで、これは単に条ずれというふうに理解していいのかどうか。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道料金総務課長（山田和成君） 今回は条ずれで入れ替えただけになっておりま

すので、特段、取扱内容が変わることはございません。影響はございません。

○委員長（宮崎吉弘君） ほか、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第15号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第15号、筑紫野市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致をもって可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第22号、令和6年度筑紫野市水道事業会計補正予算（第4号）について、執行部より説明をお願いいたします。

課長。

○上下水道料金総務課長（山田和成君） それでは、続きまして、議案第22号、令和6年度筑紫野市水道事業会計補正予算（第4号）について、説明いたします。

先ほど御紹介いたしました説明資料に加えまして、こちら特別会計補正予算書のほうを今回用いて、併せて説明させていただきたいと思います。

それでは、特別会計補正予算書の63ページを御覧ください。

まず、第2条にあります業務の予定量についてですが、（5）の建設改良費を6億694万5,000円とするものになっております。こちらの建設改良費の内容につきましては、後ほどまた説明をさせていただきたいと思っております。

続きまして、第3条の収益的収入及び支出についてですが、水道事業収益の予定額を3,103万円増の21億3,135万2,000円とし、水道事業費用の予定額を600万円増の19億5,127万2,000円とするものです。

こちらで一旦、説明資料7ページを御覧ください。

まず、上段のほうに収益的収入の補正要求額の概要を掲載しておりますが、水道事業収益の営業収益におきまして、水道料金収入を1,000万円増、水道料加入金を2,000万円増、

その他営業収益を103万円増の計3,103万円増としております。

水道料金収入は令和7年1月検針時点で予算額を超える水準で推移しておりましたことから、補正増を行うものです。水道加入金も同様に、予算額を超える水準で移行しておりましたので、補正増を行うものです。その他営業収益は、下水道使用料徴収事務委託料が増えたため、補正増を行うものです。

こちら下水道使用料徴収事務委託料について補足で説明をさせていただきます。

水道料金と下水道使用料は水道事業で一括して徴収し、その後、下水道事業会計から水道事業会計へ事務費として徴収事務委託料が支払われます。今般、水需要の回復によりまして下水道使用料が増えたこと、これに加えて、徴収事務に携わる職員の人件費が上昇しましたことから、徴収事務委託料が増えたこととなっております。

続きまして、中段の収益的支出の補正要求額の概要を御覧ください。

水道事業費用の営業外費用が600万円増となっておりますが、これは料金収入や加入金が増えたことで本市が預かりました仮受消費税、こちらが増えた一方、工事請負費などに係る仮払消費税が減ったことで、納付すべき消費税が増えたということが理由となっております。

続きまして、補正予算書の64ページへお戻りください。

第4条の資本的収入及び支出は、資本的収入の予定額を2,780万円減の2億3,270万2,000円とし、資本的支出の予定額を4,200万円減の11億6,460万8,000円とするものです。

こちらで一旦また説明資料の8ページを御覧ください。

8ページの上段に資本的収入の補正要求額の概要を掲載しておりますが、資本的収入の企業債を2,780万円減としております。これは、当初予定しておりました工事を中止したことや、入札減などによりまして新たに借り受ける企業債が減ったことによるものです。

次に、中段の資本的支出の補正要求額の概要を御覧ください。

ただいま説明いたしました工事の中止や入札減といった理由によりまして、資本的支出の建設改良費も4,200万円減としております。

それではここで、建設改良費に係ります工事の執行状況につきまして、工務課長より説明を行います。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） それでは、私のほうから。説明資料8ページになります。

資本的支出補正要求額の概要の表の中にあります建設改良費、補正額4,200万円の減額

について御説明させていただきます。

説明資料の10ページを御覧ください。

減額の主な理由について、3点ございます。

まず、1点目です。

図面左上、主な減額として表をつけておりますが、一番上、吉木地区水道管布設工事の中止についてです。

箇所については、図面の中、上のほうになりますけども、及び詳細箇所を右上に赤色線で表示しております、吉木地区となります。

これについては、県道筑紫野筑穂線の県の道路拡幅工事が行われるというところで、それに併せて水道管布設工事を行うことで工事費も幾分安価にできると考えていたことにより、工事を行うように考えておりました。しかしながら、この箇所は家の貼り付きもそこまでない箇所であること、要望があつて計画を立てたわけではない箇所であること、そのような状況や、現在、筑紫野市は水道事業の工事を進めていく上で老朽管更新を最重要課題と考えている現状も踏まえ、また工事を行ったはいいけど加入者が少なければいかななものかという費用対効果も考慮し、この箇所は現時点において工事を行わず、将来的に家の貼り付きなどが多くなった場合や地域からの要望などが上がってきたときに改めて検討していくこととしたことにより、今年度は工事を行わなかったことが予算減額の一つになります。これにより2,100万円の減額を考えております。

次に、2点目です。

主な減額の表、水道管布設工事の入札減と記載しておりますが、これについては、今年度、水道管布設工事を行った分、図面内青色線で表示している各工事の主に入札減となっているところです。これにより1,400万円の減額を考えております。

最後に、3点目です。

主な減額の表、常松浄水場中央監視装置更新の入札減と記載しておりますが、これについては今年度から3か年かけて行う工事となりますが、図面中央に青色の丸、詳細箇所を右上から3番目で表示している常松浄水場内において、中央監視装置の更新工事の入札減によるものです。これによって700万円の減額を考えております。

よって、これらの主な減額3点の理由により、合わせまして4,200万円の減額としているところです。

以上が建設改良費補正額4,200万円の減額についての説明となります。

引き続き、料金総務課長より補足がありますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道料金総務課長（山田和成君） それでは、改めまして、附属資料の紹介をさせていただきます。

補正予算書の67ページを御覧ください。

こちらのページ以降に、補正予算書の附属資料といたしまして、令和6年度の予定キャッシュフロー計算書、予定貸借対照表、令和5年度の損益計算書、貸借対照表を掲載しております。併せて御参照ください。

以上が議案第22号、令和6年度筑紫野市水道事業会計補正予算（第4号）についての説明となります。よろしく御審査の上、御可決賜りますようお願いいたします。

○委員長（宮崎吉弘君） ただいま執行部より説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） まず、工事費の減のところですけど、今、地図を使って説明していただいたところの吉木地区なのですが、ここは将来的に家が貼り付いた場合とか要望があった場合ということですが、今、現にこの辺りにお住まいの方は何戸ぐらいあって、この方たちには工事が中止になったことはどのように御説明されているのかということが一つですね。

続いていいですかね。

○委員長（宮崎吉弘君） はい。

○委員（辻本美恵子君） あと、水道管布設工事の入札減——4か所ですね、地図から言えば——1,400万円ですが、ここしばらく工事費の減というのが結構あるんだけど、世の中は物価が高騰している中で入札減の大きな理由というのがちょっと理解できないのが一つですね。それを伺いたい。

あと、もう一ついいですかね。

○委員長（宮崎吉弘君） どうぞ。

○委員（辻本美恵子君） 加入金のことで、後で説明があるんだったら後で。後で説明がありますか、加入金。どの径が何戸ぐらいというか、水道料金が増えてきているというのも多分、加入金というか、家が増えたのか、利用料が増えていっているのかどちらかなんだけど、加入金が増えていることは何が増えていっているのか、その詳しい内容を知りたい。一般住戸で増えているのか、企業でどこかで増えていっているのかいうところ。

それだけです。

○委員長（宮崎吉弘君） 今、3点ですね。

○委員（辻本美恵子君） はい。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） まず1点目、家の数につきましては、家の数を正確に計っているわけではございません。申し訳ありません。ちょっと、道路は通っていても、見た感じ前面道路、県道を今、拡幅されていますけども、その部分は家の貼り付きが少ないというところで、私のほうとしても、この工事をやるのはいかなものかというところでちょっと考えた結果、今の状況になっているところでございます。申し訳ありません。

それと、2点目なんですけども、工事については、地元のほうにこういった工事を行いますということを伝えておるわけではありません。あくまで県の道路改良工事があるということで、それに併せて水道管を、去年、3月の前に予算を立てていく中で、工事をやったらどうかというところで考えていただいておりますので、地元のほうとそういった話をしているということではございません。

それと、もう一点、加入金……。

○委員長（宮崎吉弘君） 係長。

○給排水担当係長（前川恒夫君） 給排水担当の前川と申します。

加入金につきましては増額となっておりますが、給水申込件数そのものは全体として減少傾向にあります。ただ、集合住宅が1棟建ちますと加入口数としては例えば10件であったり35件であったりということで、1件当たり9万9,000円であったり27万5,000円がカウントされますので、給水申込み自体は減少傾向なんですけど、1棟が複数件加入がございまして、金額としては増えているという現状でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道料金総務課長（山田和成君） 補足といたしまして、後ほど新年度の水道事業予算のほうで御説明差し上げようと思っておりますけども、説明資料の23ページを御覧いただいてよろしいでしょうか。

こちらの23ページのほうに、水道料金収入及び水道加入金収入の推移ということで、令和3年度以降の決算値、6年度、7年度に関しまして予算値のグラフを掲載しております。6年度、7年度に関しましては予算値ベースになっておりますので当然、今後変動が生じてまいりますけども、先ほど説明いたしましたけども、6年度の加入金収入自体が1月、今回補正予算の原案をつくった時点で既に予算よりも2,000万円ほど上回っている状態です。直近ですとさらにまた少し上乗せが入ってしまして、ということで、細かい件数とか

戸数あたりまではちょっと当たり切れてはおりませんけども、若干ですが上昇傾向になって、まだ続いているというような状況が認められるところであります。

○委員長（宮崎吉弘君） 辻本委員、いいですか。

○委員（辻本美恵子君） いいです、はい。

○委員長（宮崎吉弘君） ほか、ありますか。

城委員。

○委員（城 健二君） 辻本議員のにちょっと関係するんですが、まず水道加入金なんです、これは水道管の口径によってまず値段は違うわけですよね。そうしますと、普通、一般家庭で使われている口径というのは何センチで、そしていわゆるその金額というのは、さっき9万9,000円という話がありましたけど、1件当たり9万9,000円になるのかということですね。その辺をちょっと教えてもらえますか。

○委員長（宮崎吉弘君） 係長。

○給排水担当係長（前川恒夫君） 今、委員おっしゃられましたとおり、水道メーターの口径によって水道加入金は違います。まず、13ミリにつきましては9万9,000円、20ミリにつきましては27万5,000円。戸建て住宅の場合、現在はどちらかというと20ミリで新規加入申込みが多いという傾向がございます。

○委員長（宮崎吉弘君） いいですか。

城委員。

○委員（城 健二君） そうすると、これは、井戸水の場合は全く関係ないわけですよね。

○委員長（宮崎吉弘君） 係長。

○給排水担当係長（前川恒夫君） はい、井戸水は関係ございません。

○委員（城 健二君） 分かりました。

○委員長（宮崎吉弘君） さっき入札減の答弁は返ってきましたかね。

○委員（辻本美恵子君） まだです。

○委員長（宮崎吉弘君） 先ほどの質問、入札のところですけど、お答えをお願いします。

課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） 入札減なんですけども、1件当たり大体94～95%ぐらいで入札減となっている現状がございます。そういう中で今、結果がこうだということころです。

○委員長（宮崎吉弘君） ほか、ありますか。

城委員。

○委員（城 健二君） すみません、あと、さっきの吉木地区の水道管布設工事の関係で、県道の拡幅工事によって行ったということで、それで別に市民からの要望があったわけではないからということだったんですけど、そしてあと、加入者がもし少なかった場合はということを考えてこれを中止にしたということなんですけど、この辺の予測というのは最初からあの辺を調べれば分かっておくものじゃないのかなと思うんですけど。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） 議員仰せのとおりだと私も思っております。今後の予算取りについては、ちょっとこのようなことがないように慎重に審査を行い、対応したいと考えておるところでございます。申し訳ありません。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 結局、県道の拡幅工事はなされたんですかね。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） されております。

○委員（田中 允君） それはされておられるね。

○上下水道工務課長（山田 学君） はい。

○委員長（宮崎吉弘君） ほか、ありますか。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） やっぱりちょっと確認しておく。これは、横はみかさ台団地ですよね。この上に街区があるのはね。

○上下水道工務課長（山田 学君） はい、そうです。

○委員（辻本美恵子君） 今、みかさ台団地のもともとの区画からだんだんだんだん周辺の田んぼの中に家ができていって広がりつつあって、高齢者施設なんかもできていっていますよね。いずれはあの辺全体、県道までの間、家ができるんだろうなとうすうす思っていたんですけども、そんなふうに新たに水道が通るということで、さらに住宅地としての値打ちが上がっていくということではちょっと増えるんじゃないかなと思っていたのに、希望がないからとか、要望があったわけではないけれども計画はしていたと。将来的に家が増えた場合にはもう一回考え直しますということやけど、反対に、やれば増えていくというふうには見込みはできないんですかね。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） それも議員仰せのとおりだと思います。しかしながら、今はやはり老朽管更新のほうを一応、最重要課題というふうに位置づけているところ

でございます。そういった関係で少しでも老朽管の更新のほうを進めていきたいと考えておるところでございますので、ちょっと今回は一旦中止というか、保留という形で、当然、貼り付きが多くなってくれば、そういったところを区長さんあたりとも協議しながら進めてまいりたいとは考えておるところでございます。

○委員長（宮崎吉弘君）　ほか、ありますか。

そうしたら私から。先ほど城委員が言われた、13ミリが一般家庭、私の家もそうなんですけど、20ミリが多くなっているようなお話がありましたけど、そもそもなんですけど、13ミリでも結構基本料が高くて、市民の皆さんによく水道料金が筑紫野は高いというお声を聞いた上で、20ミリが何で増えるというか、近々にあつては20ミリにされる方が多いというふうな捉え方をしたんですけど、13ミリから20ミリに口径が変わるということは、例えば住民のアンケートがあつたりとか、要望があつたりとか、そういったことが何かあつて20ミリに、要は水をたくさん使いたいということだろうと思うんですけども、20ミリが増えているという、その根拠をちょっと聞かせていただければなと思うんですけど。

係長。

○給排水担当係長（前川恒夫君）　先ほど20ミリが多い傾向にあると申し上げましたが、まず、13ミリと20ミリの違いなんですけれども、13ミリについては蛇口の数が最大8個までになります。9個以上になりますと20ミリのメーターをつけていただかないといけないということで、まずその違いがございます。

新築の戸建てに限って申し上げますと、私たちが日々、給水申込書の受付を行っておりますが、割とやっぱり20ミリで設計をしてこられる。戸建てで言えば2階建て、平家も最近は増えてきましたけれども、いわゆる蛇口の数が9個以上という設計をしてこられる方がやっぱり多い傾向にあるということで、最近では20ミリが増えてきているということでございます。

○委員長（宮崎吉弘君）　ありがとうございます。

ほか、ありますか。いいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君）　それでは、質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第22号、令和6年度筑紫野市水道事業会計補正予算（第4号）について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第22号、令和6年度筑紫野市水道事業会計補正予算（第4号）についてを原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第23号、令和6年度筑紫野市下水道事業会計補正予算（第3号）について、説明をお願いします。

課長。

○上下水道料金総務課長（山田和成君） それでは、議案第23号、令和6年度筑紫野市下水道事業会計補正予算（第3号）について、説明いたします。

今回の補正予算は、水道事業会計と同様に、工事や委託などの執行状況、そして使用料収入等の実績を反映したのになっております。

特別会計補正予算書の75ページを御覧ください。

まず、第2条の業務の予定量についてですけれども、（3）主な建設改良費のうち公共下水道費を2億2,407万8,000円とし、流域下水道建設負担金を1億1,543万2,000円とするものです。建設改良費の内容につきましては後ほど御説明いたします。

次に、第3条の収益的収入及び支出は、下水道事業収益の予定額を4,495万6,000円増の23億7,631万3,000円とし、下水道事業費用の予定額を1,703万3,000円減の21億1,669万7,000円とするものです。

説明資料の12ページを御覧ください。

こちら12ページの上段に収益的収入の補正要求額の概要を掲載しておりますが、下水道事業収益のうち営業収益を1,000万円増、特別利益を3,495万6,000円増としております。

まず、営業収益は、下水道使用料が令和7年1月検針時点で予算額を超える水準で推移していたため、補正増を行うものです。

次に、特別利益は、宝満川上流流域と宝満川流域の二つの流域下水処理におけます令和5年度維持管理負担金の還付額が当初の見込みよりも増えたため、補正を行うものです。

続きまして、中段の収益的支出の補正要求額の概要を御覧ください。

下水道事業費用のうち営業費用を903万円増、営業外費用を550万円増、特別損失を3,156万3,000円減としております。

まず、営業費用は、流域下水処理場へ排出する汚水量の増加に伴いまして維持管理負担金が増えたことや、水道事業会計へ支払う下水道使用料徴収事務委託料が増えたことなどによりまして、補正増を行うものです。

次に、営業外費用は、使用料収入が増えたことで本市が預かった仮受消費税が増えた一方、工事請負費や委託費に係る仮払消費税が減ったことで納付すべき消費税が増えたため、補正増を行うものです。

次に、特別損失は、御笠川那珂川流域の汚水処理に係ります令和5年度維持管理負担金の追加負担金、いわゆる赤字負担金と申し上げますが、こちらが減ったため、補正減を行うものです。

続きまして、補正予算書の76ページを御覧ください。

第4条の資本的収入及び支出は、資本的収入の予定額を1億760万円減の5億1,755万3,000円とし、資本的支出の予定額を1億748万1,000円減の9億3,254万4,000円とするものです。

説明資料の13ページを御覧ください。

13ページの上段に資本的収入の補正要求額の概要を掲載しておりますが、資本的収入の企業債を8,960万円減としております。これは、当初予定しておりました委託業務を中止したことや入札減などに加えまして、福岡県が実施を予定しておりました流域下水道事業の事業量、こちらが減少したことによりまして、新たに借り受ける企業債が減ったことによるものです。

次に、補助金を1,800万円減としておりますが、これは、昨今の国の財政状況を受けまして国庫補助金の交付額が減ったことによるものです。

続きまして、中段の資本的支出の補正要求額の概要を御覧ください。

ただいま説明したのと同様の理由によりまして、資本的支出の建設改良費を、公共下水道整備費が5,000万円減、流域下水道建設負担金が5,748万1,000円減の計1億748万1,000円減としております。

それではここで、建設改良費に係ります工事や委託料の執行状況につきまして、工務課長より説明を行います。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） それでは、私のほうから。説明資料13ページになります。

資本的支出補正要求額の概要の下、緑で塗られております建設改良費の公共下水道整備

費委託料の減、補正額5,000万円の減額について御説明させていただきます。

説明資料15ページを御覧ください。

減額の主な理由について、3点ございます。

まず、1点目です。

図面左上、主な減額として表をつけておりますが、一番上、上古賀地区測量設計業務委託の中止についてです。

箇所については、図面の中、市役所がありますが、その下に赤色丸囲みをしているJT跡地と筑紫野イオンの間に位置する箇所となります。

ここは下水道の認可区域でもあり、地元の方の中にも早く下水道を入れてほしいという要望がある箇所ではあるので、予算取りを行っていたところです。その一方で、エリア的にも地元などからも土地活用の相談などがあっている箇所であるとのこと耳に入ってきております。仮にこのエリアにおいて一体的な活用などが具現化した場合、その前に下水道を入れてしまっていたら無駄な投資をしてしまうことにもなるため、仮にエリア活用がもう具現化されないようであれば下水道を入れることができるように測量設計委託の予算をいただいておりますが、現時点においてもその辺りがはっきりしていないようですので、結果的に今年度のこの委託を行わないよう対応したところです。これにより1,100万円の減額を考えております。

次に、2点目です。

主な減額の表2段目、東新町雨水幹線測量設計業務委託の中止についてです。

箇所については、図面に、市役所の上の赤丸、詳細箇所としましては、図面左の黒色太線枠内に表示している旧3号線の天神交差点から旧3号線を南に下った箇所、赤線を表示しております旧3号線の下に横断して雨水幹線がありますが、この断面が狭小なこともあり、その解消工事を行うための前段の測量設計業務委託となります。

これにつきましては、今年度、土木課の予算で対応し進めております鷺田川周辺の全体的な治水基本計画を土木課と上下水道工務課、農政課との3課合同で協議をしながら進めておりますが、そのような状況の中、今回のこの東新町雨水幹線の設計やほかの各箇所の設計を個別に行うことはいかなるものかというところも当然ありますので、今年度の治水基本計画を基に、次のステップとして来年度、土木課のほうで浸水解析も行うように予算を上げているところなので、その解析がまずは先と判断したことから、今年度、この委託を行わなかったことによるものです。これにより900万円の減額を考えております。

最後に、3点目です。

主な減額の表3段目、設計業務委託の入札減についてです。

図面に青色表示をしております二日市B地区管路計画設計業務委託と御笠・吉木地区管路詳細設計業務委託、この2か所の委託における入札減です。合わせまして3,000万円の減額と考えております。

よって、これらの主な減額の3点の理由により、合計5,000万円の減額としているところです。

以上が建設改良費の公共下水道整備費委託料の減、補正額5,000万円の減額についての説明になります。

引き続き料金総務課長より補足がありますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道料金総務課長（山田和成君） 改めまして、附属資料の紹介をさせていただきます。

補正予算書の79ページを御覧ください。

水道事業会計と同様に、このページ以降に補正予算書の附属資料といたしまして、令和6年度の予定キャッシュフロー計算書、予定貸借対照表、令和5年度の損益計算書、貸借対照表を掲載しておりますので、併せて御覧いただきたいと思います。

以上が議案第23号、令和6年度筑紫野市下水道事業会計補正予算（第3号）についての説明となります。よろしく御審査の上、御可決賜りますようお願いいたします。

○委員長（宮崎吉弘君） ただいま執行部より説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 説明資料の13ページの例の企業債の8,960万の減額ですけど、今内容を聞いたので分かったんですが、できたらこの内容を下に記載してもらって、もともとこういう事業を計画していましたよ、しかし実際はこれをやらなかったから8,960万の起債をしなくて済んだということを書いてくれると、なるほどと分かりやすいなど。中止するということは何らかの大きな理由があってそういうことだろうと思いましたので、ここに、もともとはこういう事業計画を立てていましたということを書いてくればありがたいなと思います。

以上です。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道料金総務課長（山田和成君） 今、委員御指摘のとおり、今回はちょっとそこ

まで準備することが至っておりませんでしたけども、今後は内訳等も含めましてもう少し詳細に表に記載して、より分かりやすい資料作りに努めたいと思います。

○委員（横尾秋洋君） よろしくをお願いします。

○委員長（宮崎吉弘君） ほか、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第23号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第23号、令和6年度筑紫野市下水道事業会計補正予算（第3号）について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

じゃあ引き続き、議案第30号、令和7年度筑紫野市農業集落排水事業特別会計予算について、説明をお願いします。

課長。

○上下水道料金総務課長（山田和成君） それでは、議案第30号、令和7年度筑紫野市農業集落排水事業特別会計予算について、説明いたします。

本市では、農業集落排水事業といたしまして、平等寺、山口、御笠、吉木、阿志岐の五つの地区で污水排水管や処理施設を設けまして、農村地区の衛生環境の向上と農業用水の水質保全を図っております。

令和7年度予算では、污水处理施設とそこに至ります配水管の維持管理に要する費用や、過去に国から借り受けました起債の償還、こちらに充てる費用などを計上しております。

それでは、特別会計予算書の65ページを御覧ください。

ただいまの予算書は、こちら令和7年度の「9会計」という記載がございます資料になっております。

まず、第1条の歳入歳出予算に記載がありますとおり、令和7年度の歳入歳出予算の総額はそれぞれ1億6,961万5,000円としております。

続きまして、予算の内訳を説明いたします。予算書の70ページを御覧ください。

歳入予算の内訳でございますが、1款1項分担金は、前年度と同額の15万2,000円としております。農業集落排水施設を新たに使用する際に利用者から徴収いたします受益者分担金1件分の15万円、こちらが主なものになっております。

次に、2款1項使用料は、26万6,000円減の4,165万2,000円としております。内訳は、現年分使用料が4,108万1,000円、過年分使用料が57万1,000円となっております。

今回、現年分使用料を算定するに当たりまして、令和5年度と6年度の使用料の調定件数や調定額を比較いたしました。その結果、調定件数、調定額ともに僅かに増加はしてございましたものの、顕著な差までは認められなかったことから、過去3年の平均値を基に今回、算定をいたしております。また、過年分使用料につきましては、令和5年度末時点での累積滞納額、こちらに過去3年の平均収納率を掛け合わせて算定をいたしております。

次に、2款2項手数料は、前年度と同額の2,000円としております。内訳は、過年分使用料に対します督促料と証明手数料、それぞれ1,000円ずつとしております。

次に、3款1項繰入金は、1,635万4,000円減の1億2,780万7,000円としております。

ここで、説明資料の20ページを御覧ください。

こちらの一般会計繰入金内訳にありますとおり、高資本対策経費は331万3,000円減の1,763万3,000円とし、分流式下水道に要する経費は754万2,000円減の5,306万6,000円としております。これらの経費は起債の残高と連動しておりますため、償還が進んだことで減額となっております。

また、農業集落排水事業補填分は549万9,000円減の4,197万8,000円としております。

なお、臨時財政特例債の償還等に要する経費につきましては、前年度と同額の1,513万円としております。

予算書の70ページへお戻りください。

最後に、4款1項雑入ですけれども、前年度と同額の2,000円としております。内訳は、消費税還付金と雑入を1,000円ずつ計上しております。

続きまして、歳出予算の内訳を説明いたします。予算書の71ページを御覧ください。

まず、1款1項農業集落排水事業費は219万9,000円増の8,573万2,000円としております。これは、電気代や労務費の上昇に加えまして、職員の人件費が上がったことで増額となっております。

主な内訳ですが、まず、処理施設や圧送ポンプの電気代が1,175万8,000円、これらの施設の修繕料が811万円、処理施設の汚泥処理や維持管理に要する手数料が5,501万7,000円、

最後に、職員の人件費が659万3,000円となっております。

続きまして、次の72ページを御覧ください。

2款1項公債費は1,881万9,000円減の8,388万3,000円としております。

内訳は、元金が1,694万5,000円減の7,658万6,000円、利子が187万4,000円減の729万7,000円としております。いずれも起債の残高が減ったことによりまして減額となっております。

説明資料の19ページを御覧ください。

こちらに令和7年度以降の起債の償還予定額を掲載しております。御覧のとおり、令和15年度には全ての起債の償還を終える予定としております。

続きまして、予算書の74ページを御覧ください。

こちらに起債の現在高の見込額を掲載しております。令和7年度末時点での起債の見込み残高は3億1,625万1,000円となっております。

続きまして、1ページ戻りまして、73ページを御覧ください。

こちらに債務負担行為に關します支出予定額を掲載しております。

農業集落排水施設使用料はコンビニでの支払いに対応しておりますが、それに付随いたしまして収納事務委託費というのがありまして、こちらを令和7年度から9年度まで3年間で16万5,000円の債務負担行為を設定しております。

以上が議案第30号、令和7年度筑紫野市農業集落排水事業特別会計予算についての説明となります。よろしく御審査の上、御可決賜りますようお願いいたします。

○委員長（宮崎吉弘君） ただいま執行部より説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

田中委員。

○委員（田中 允君） 20ページの高資本対策経費って何やったかな。

○委員長（宮崎吉弘君） 係長。

○財務管理担当係長（勇川大輔君） 20ページの一般会計繰入金内訳の高資本対策経費の部分のことでよろしいですね。

○委員（田中 允君） はい。

○財務管理担当係長（勇川大輔君） こちらは農業集落排水施設の整備に係る費用が一般的な都市部と比べて割高になるというような地域、この農業集落排水事業に関して言うと、農村地域というところにありますので、それに関して施設整備が割高になりますので、施設整備費のことを資本費というんですけれども、それが割高になりますというところで、

地方公営企業の繰出金の通知に基づきまして財政課と私どもが協議させていただいて、その分を繰入れさせていただいているものということになります。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 要するに、これは市の単費と考えておっていいんですかね。これは国庫補助とかはあるんですかね。

○委員長（宮崎吉弘君） 係長。

○財務管理担当係長（勇川大輔君） 説明資料の19ページにもございますけれども、基本的には起債を元に事業をしていたんですけれども、その分がほとんど、起債の元本の償還金ですとか、利子の償還金ですとか、そういった部分に関する繰入金が割り当てられます。市の単費かどうかという点に関しますと、地方交付税がその算定の根拠に少しは入っているんじゃないかなと思いますが、ちょっとはつきりは確認しておりません。すみません。

○委員長（宮崎吉弘君） いいですか。ほか、ありませんか。

すみません、私のほうから。

今、田中委員が言われた高資本対策のことなんですけれども、高資本というのは、要は設備費が高額になるということなんですけども、それは具体的に言うと、私のあれですけども、間違っていたら訂正をお願いしたいんですけど、要は宅盤とかが距離があったりとか、管をいけるのに、やっぱり集落になっているので、そこら辺で経費がかかるというふうに捉えてよろしいでしょうか。

係長。

○財務管理担当係長（勇川大輔君） 宮崎委員長のおっしゃるとおりの認識でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） ほか、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第30号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第30号、令和7年度筑紫野市農業集落排水事業特別会計予算について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

しばらく休憩をいたします。再開を15分から行いたいと思います。お疲れさまです。よろしく願ひします。

————— ・ ————— ・ —————
休憩 午前10時03分

再開 午前10時13分
————— ・ ————— ・ —————

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、おそろいですので、休憩前に引き続き会議を再開します。

議案第34号、令和7年度筑紫野市水道事業会計予算について、執行部より説明をお願いします。

課長。

○上下水道料金総務課長（山田和成君） それでは、議案第34号、令和7年度筑紫野市水道事業会計予算について、説明いたします。

今回より水道事業会計予算書という冊子がございますので、こちらでも使用しながら説明を進めてまいります。

それでは、こちら予算書の3ページを御覧ください。

まず、第2条の業務の予定量ですが、（1）の給水人口は前年度と比べて1,000人減の9万700人としております。令和6年度決算時の見込みの給水人口である9万659人、こちらに若干上乗せをした数値としております。

次に、（2）の年間総配水量は9万8,000立米減の822万1,000立米としております。これは給水人口に過去3年の1人当たりの平均給水量を掛け合わせて算定しております。

（3）の1日平均給水量は、年間総配水量を365日で割って2万2,500立米としております。

（4）の1日平均有収水量は、（3）の1日平均給水量2万2,500立米に過去3年の平均有収率を掛け合わせて2万1,100立米としております。

最後に、（5）の主な建設改良費の建設改良費は8,328万2,000円減の5億6,098万1,000円としております。建設改良費の内容につきましては後ほど御説明いたします。

続きまして、第3条の収益的収入及び支出は、水道事業収益を2,207万円増の21億2,239万2,000円とし、水道事業費用を4,138万3,000円増の19億8,459万8,000円としております。

その結果、収益的収支は1億3,779万4,000円の黒字を見込んでおります。

それでは、収益的収入の主な内訳を説明いたします。予算書の8ページ、9ページを御覧ください。

まず、1款1項営業収益は、2,179万円増の19億5,306万7,000円としております。

主な内訳について説明いたします。

まず、1目給水収益は、1,798万5,000円増の18億1,857万5,000円としております。令和6年度予算までは過去3年の実績を基に算定してございましたが、社会活動が正常したことを踏まえ、令和5年度決算値に令和6年度上半期の実績を反映する形で算定しております。

次に、3目加入金は、大規模な宅地開発やマンション建設等が落ち着きつつある現状を踏まえ、前年度と同額に据え置いております。

説明資料の23ページを御覧ください。

こちらは先ほど補正予算の際に触れましたが、令和3年度以降の水道料金収入と水道加入金収入の推移を掲載しております。令和6年度以降は予算値になっておりますため、今後若干の増減は生じてまいるかと思われますけども、グラフにありますとおり、料金収入は増加傾向であるのに対しまして、加入金収入はやや横ばい状態となっております。

それでは、予算書の8ページ、9ページへお戻りください。

4目その他営業収益は380万5,000円増の3,436万3,000円としております。これは主に下水道事業会計から下水道事業会計へ事務費として支払われます下水道使用料徴収事務委託料が増えることによるものです。

続きまして、収益的支出の主な内訳を説明いたします。予算書の10ページ、11ページを御覧ください。

まず、1款1項営業費用は、3,536万円増の18億9,727万9,000円としております。

主な内訳について説明いたします。

まず、1目原水及び浄水費は、2,250万5,000円増の12億289万3,000円としております。これは、労務費や電気代の上昇によりまして委託料や修繕費が約400万円ずつ増えること、動力費が約200万円増えることに加えまして、福岡地区水道企業団へ支払います受水費のうち五ヶ山ダムに由来しております水量700立米に対します基本料金の80%の減免措置が令和7年7月をもって終了しますことで受水費が約1,200万円増えることによるものです。

説明資料の24ページを御覧ください。

こちらに令和3年度以降の受水量と受水費の推移を掲載しております。令和6年度以降は予算値になっておりますため今後、若干の増減は生じると思われますけども、令和5年

度以降、右肩上がりで受水量と受水費が増えているということが見てとれるかと思います。

それでは、再度、予算書の10ページ、11ページへお戻りください。

続きまして、2目配水及び給水費は401万3,000円増の7,905万2,000円としております。
これは漏水修理工事等当番業務委託料及び配水管修繕費が増えることによるものです。

続きまして、12ページ、13ページを御覧ください。

3目業務費は894万9,000円減の7,314万8,000円としております。これは検針委託料が入札減によりまして減ったこと、及び量水器取替え工事が減ることによるものです。

次に、4目総係費は、774万6,000円増の6,688万2,000円としております。これは主に職員の人件費の上昇によるものです。

続きまして、次ページの14、15ページをお開きください。

5目減価償却費は、874万5,000円増の4億7,090万4,000円としております。

続きまして、2項営業外費用は、562万5,000円増の8,481万9,000円としております。

主な内訳は、1目支払利息が257万4,000円減の5,326万9,000円、5目消費税が830万円増の2,730万円となっております。

それでは、資本的収入及び支出について説明いたします。予算書の4ページへお戻りください。

第4条、資本的収入及び支出ですが、資本的収入を270万5,000円増の2億6,320万7,000円とし、資本的支出を3億3,352万2,000円減の8億6,840万4,000円としております。その結果、資本的収支は6億519万7,000円の収入不足となります。

一つ前の3ページを御覧ください。

3ページの末尾に記載をしておりますが、先ほどの収入不足分を補いますために、まず、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額から4,738万4,000円を補填します。次に、過年度分損益勘定留保資金から3億9,272万1,000円を補填します。最後に、建設改良積立金から1億6,509万2,000円を補填して不足分を補うこととしております。

それでは、資本的収入の主な内訳について説明いたします。予算書の16ページ、17ページを御覧ください。

まず、1款1項企業債は、430万円減の2億5,060万円としております。

次に、3項負担金は、700万7,000円増の1,260万7,000円としております。こちらは消火栓工事負担金が増えたことなどによるものです。

続きまして、資本的支出の主な内訳を説明いたします。次ページの18、19ページを御覧ください。

まず、1 款 1 項建設改良費は、8,506万2,000円減の 5 億6,255万円としております。これは主に工事費や委託費が減ったことによるものです。なお、建設改良費の内容につきましては後ほど説明いたします。

続きまして、2 項企業債償還金は、4,846万円減の 3 億585万4,000円としております。

最後に、3 項の投資についてですが、令和 7 年度は予算の計上を見送っております。公営企業の経営基盤の強化を図るために令和 6 年度に投資有価証券を購入いたしましたが、その間、能登半島地震におけます水道管等の破損による長期的な断水や全国的な水道管の老朽化に起因した事故の発生などを受けまして、本市においても老朽管や排水施設等の更新・耐震化計画を策定し対策工事を進めていくことが喫緊の課題となっております。そこで、まずは計画を策定し、対策工事に必要な事業費の見通しなどを立てるまでの間、一旦、投資有価証券の追加購入を見送ることとしたものです。

以上が令和 7 年度水道事業会計の収益的収支と資本的収支の内容となっております。

続きまして、予算書の 4 ページへお戻りください。

第 5 条に参ります。第 5 条の継続費は、浄水場外施設電装設備更新事業に係る経費として、令和 7 年度分で5,360万円、令和 8 年度分で8,040万円、計 1 億3,400万円を計上するものです。

第 6 条の債務負担行為は、令和 7 年12月から令和12年11月までの水道情報システムクラウドサービスの利用料として、3,386万1,000円を計上するものです。年度途中の12月からの計上となっておりますのは、全国的なシステムの標準化と歩調を合わせるためです。それまでの間は現行のシステムを継続して利用することとしております。

次に、第 7 条の企業債は、配水管整備費に充当する起債の上限額や利率、償還の方法等を定めるものです。

次に、第 8 条の一時借入金は、借入金の上限額を 1 億円とするものです。

次ページの 5 ページを御覧ください。

第 9 条の予定支出の各項の経費の金額の流用についてですが、1、2 とございますが、それぞれの支出の各項目間に限定して、議会の議決を経ずして流用できると定めるものです。

次に、第10条の議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましては、今回、次年度予算として、職員給与費を 1 億1,916万2,000円計上しておりますが、この予算に過不足が生じ流用を行う必要がある際は、事前に議会の議決を経た上で行うと定めるものです。

次に、第11条の利益剰余金の処分ですが、令和7年度予算で見込まれます利益剰余金のうち1億775万8,000円につきまして、7,543万1,000円を減債積立金として処分し、3,232万7,000円を建設改良積立金として処分すると定めるものです。

最後になります。第12条の棚卸資産購入限度額は、棚卸資産の購入額を最大で1,006万8,000円までとするものです。

それでは、これより建設改良費に係る工事や委託の内容につきまして、工務課長より説明を行います。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） では、私のほうからは、令和7年度の水道事業の委託と工事について御説明させていただきます。

説明資料の26ページを御覧ください。

まず、委託料につきましては、図面下、左から天拝坂地区、湯町地区、東町地区、湯町踏切部を計上しております。

そのうち、まず、図面下の一番左に箇所図を描いておりますが、この天拝坂地区の委託につきましては、福岡地区水道企業団が水の供給元で天拝坂中央配水地から配水エリアに供給していく現在埋設している管が、もし地震などで不測の事態を引き起こした場合、市内で最も供給量の多い二日市などのエリアへの供給が困難となることのリスク回避として、現在のルートと別ルートに新たに耐震管布設工事を行うための前段の設計委託となります。

次に、図面下の真ん中二つとなりますが、湯町地区——これは済生会病院付近となります、東町地区——これはJR二日市駅から南側に最初にあります山口踏切付近となります、この二つの委託につきましては、老朽化した管を耐震管に更新する工事を行うための設計業務となります。

次に、図面下の右、湯町踏切部JRとありますが、東新町にあるあおぞら保育園に隣接した湯町踏切がありますが、その踏切の下に水道管工事をJRに行ってもらうための委託となります。

以上、委託料としましては、図面左上に記載しておりますが、合計1億3,403万2,000円を計上しているところです。

ページをめくっていただきまして、次の27ページを御覧ください。

続きまして、工事についてです。

図面の武蔵地区、紫地区、筑紫地区、筑紫駅前通り地区におきまして、老朽化した管を耐震管に更新する工事を進めてまいります。

吉木地区につきましては、宝満川に架かっております吉木の御笠橋に添架する水道管工事となります。

また、図面右上に記載しております浄水場外施設電装設備更新工事につきましては、市内各配水施設の老朽化した電装設備を更新する工事として、令和7年度から令和8年度の2年間で行いたいと考えております。

以上、工事請負費としまして、図面左上に記載しておりますが、合計3億8,478万8,000円を計上しているところです。

令和7年度におきましても、継続して進めております老朽化した管を耐震管に更新する工事を主に進めることで市民の暮らしの安全安心を守ること、及び水道利用者に安心して水の供給ができることに努めてまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましても御理解、御協力のほどをよろしくお願いいたします。

令和7年度の水道の委託及び工事の説明は以上となります。

引き続き料金総務課長より補足がありますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮崎吉弘君） 補足をお願いします。

課長。

○上下水道料金総務課長（山田和成君） では、改めまして、附属資料の紹介をさせていただきます。

予算書の20ページを御覧ください。

20ページ以降に、予算書の附属資料といたしまして、令和7年度の予定キャッシュフロー計算書、給与費明細書、令和6年度の予定損益計算書ほか参考資料を掲載しております。併せて御参照いただければと思います。

以上が議案第34号、令和7年度筑紫野市水道事業会計予算についての説明となります。よろしく御審査の上、御可決賜りますようお願いいたします。

○委員長（宮崎吉弘君） ただいま執行部より説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

田中委員。

○委員（田中 允君） 水道情報システムクラウドサービス、今度新しく変えると言っているけど、今までの内容と今度新しくなる部分の説明をちょっと詳しく。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道料金総務課長（山田和成君） 今御質問がありました水道情報システムクラウドサービスの件につきましてですけども、変更内容といたしましては、全国的にシステム

の標準化という動きがあっている中で、帳票関係ですね、帳票といいまして、お客様のほうにお送りする納付書とか、そういったものの様式を全国的に統一して、どこで使われても理解しやすいような形に持っていこうというのを今まず聞き及んでいます。その後、多方面にわたりまして徐々に共通化が進んでいくのではないかと考えております。

○委員長（宮崎吉弘君） いいですか。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 予算書11ページのところですけれども、軽く説明はあったんですけど、原水及び浄水費のところの浄水場の運転管理委託料、これが414万3,000円増えているの、委託料がほかの部分では大分下がっていくのにここの部分の増の理由ですね。それと、その下にある浄水場の電気料金の増加、これは単に、どういうふうな計算でこういうふうになっているのかということ。2点。

それと、あと、次の13ページの業務費の中の検針委託料が下がっているんですね。今、大体人件費が上がっていく中でなぜ検針委託料が下がっていくのかいうのをちょっと御説明いただけたらと思います。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道料金総務課長（山田和成君） ただいま御質問がありました浄水場の運転管理委託料、そして浄水場の電気料金につきましてですけれども、運転管理委託につきましては、ちょうど契約の更新時期ということがございまして、積算して設計を行っております。そうしましたら、昨今の労務費の単価とかの上昇がありまして、どうしても設計上、金額が上がってしまったということになっております。同じような理由で、電気料金につきましても、昨今の電気料金の高騰傾向、こちらを踏まえまして、増額した前提で予算を取っておるところでございます。

最後の御質問、検針委託料につきましては、こちらは昨年の12月の段階で債務負担行為の補正をさせてもらっておりましたけれども、その後、入札を実施しております。入札を実施した結果として入札減が発生しましたので、令和7年度分は若干予算を減額といたしておるところです。設計額でも大分落ちていましたもんで実際大丈夫なのかなということまで心配しておりましたけれども、引継ぎ期間ではございますが、今のところ作業のほうは順調に、円滑に進んでいるところでございます。

以上です。

○委員長（宮崎吉弘君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 片方は契約更新時期で委託料が上がる、片方では入札減で下がる

っていくというところの理屈がちょっと分からないんですけども。何か明確に、こういうことで片方は上がる、片方はこういうふうに下がっていくというのが人件費のことだけではちょっと説明できないのかなと思うんですけど。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） 申し訳ありません、浄水場の分につきましては、これは人件費が増ということでやはりこれだけ上がっているという現実になっておるところでございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道料金総務課長（山田和成君） 補足でございます。

先ほどの検針委託料の関係ですけども、もともとの設計額自体はやはり昨今の人件費の高騰を踏まえまして上がっております。その後、数社参加していただいて競り合ってもらった結果として、検針委託業務のほうは大分落ちたところで応札できたという結果でございます。競争による結果でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 結果として、入札減の大きな理由はやっぱり人件費だということですか。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道料金総務課長（山田和成君） 人件費といいますか、複数社の中で競争して、仕事を受注するために経営努力なされた結果の応札額だったのじゃないかなとは思っております。その中で必要な人件費は当然、従業員の皆様にお支払いされた上で社としてやっていけるという範囲での額の提示だと思いますので、現に今も順調に、円滑に業務は進んでおりますので、そこは特に支障が出ているような感覚はございません。

○委員長（宮崎吉弘君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 確認ですけど、この人件費のところで、全国的に少しずつ上げようという動きがある中で、入札減、企業努力と言うけれども、最終的に働いている人のところにしわ寄せが行かないような形になっているのかどうか、その辺を見極めた上でこういう結果になっているのかは一応確認したいなと思うんですけど。そもそも去年、おとし、3年間で人件費の部分だけ見ても、決して働いている人に負担はかかっていないんだということは見定められているのかということだけ。どうなの。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道料金総務課長（山田和成君） 今の御指摘についてですけども、実際、受注さ

れた会社、事業者様のほうがどの程度従業員様のほうに報酬を支払って、その従業員様が満足されている額かどうかというところは計り知れないところがございますけれども、ただ、円滑に業務が進んでいるということを見る限りは、潤沢な報酬とは言えないかもしれませんが、必要最小限の標準的な報酬、手当等はある程度支給されているんじゃないかなんかとは推測はしております。それ以上はちょっと計り知れないところでございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） この3ページの給水人口が1,000人減ったということと、給水量もかなり減ったということなんですけれども、筑紫野市は人口は微増しておるし、1,000人減るという要因が私はよく理解できないんですけど、マンションはずっと立ちよるし、そんな感じで何で給水人口が減ってくるのかなと。こういう形でずっとなってくると、年度ごとにだんだんだんだん給水人口が減ってくるという理解でいいのかなど。その辺をちょっと説明してください。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道料金総務課長（山田和成君） 今御質問がございました給水人口とか給水量についてでございますけれども、あくまでも予算値同士の比較になっております。昨年度の時点、令和6年度の予算を計上する際は9万1,700名という人数で御提案をさせてもらってございましたけれども、その後、令和5年度の決算が出そろった時点では人数が9万644名だったということになってきております。結果としては、若干ですけど、昨年度の予算値の分が多過ぎたのかなという実態がありまして、微増ではございますが今でも若干、給水人口は増えておりますので、今回は令和5年度の決算値に少し上乘せしたような形で計上した結果、予算値同士で比較しますと1,000人減となったということでございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） そうすると、決算で見ると、例えば5年間で見ればずっと人口は減っていつておる、給水人口も減っていつておるという認識でいいですか。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道料金総務課長（山田和成君） 委員御指摘の認識でよろしいかと思います。

○委員長（宮崎吉弘君） ほか、ありませんか。

前田委員、先に。

○委員（前田倫宏君） 説明書の24ページでございます。受水量及び受水費の推移でございますけれども、説明では福岡地区水道企業団の受水費が令和7年度までは減免でしたかね、なので令和8年度以降はこのグラフで言う受水費に関しては平行していくような推移

でよろしいですかね。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道料金総務課長（山田和成君） 給水人口が特に大きく変化がない限りは極端に減ることはないかと思います。あとは、今年の7月までは減免が効いておりますけど8月以降は減免がなくなりますので、そういったことで8年度につきましても若干また右肩上がりで推移していくのかなと思います。

それと、以前、福岡地区水道企業団のほうから、昨今の資材単価の高騰とか人件費の高騰、燃料費の高騰を踏まえまして、そろそろ経営的に福岡地区水道企業団のほうも曲がり角に差しかかってきているというお話があっております。そういったことを踏まえまして、構成市ですね、福岡都市圏へ全般的に供給されておりますけども、供給料金のほうも少し見直しを始めていきたいということで聞き及んでおりますので、先々、筑紫野市のほうが支払っております受水費、こちらも福岡地区水道企業団分に関しましてはやはり値上がりというお話が出てくるかもしれません。市全体の用水量の6割を福岡地区水道企業団に頼っておりますので、そうなりますとかなり影響が大きいのかなと懸念はしております。

○委員長（宮崎吉弘君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） ということは、受水費はこれから高くなっていくという見込みもあるわけでございますけども、そうした中で、令和8年度以降不透明な部分もあると思っておりますけど、市民の利用料、そういったところでも料金の見直し等も検討されているという認識でよろしいでしょうか。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道料金総務課長（山田和成君） 料金の見直しについてでございますけども、こちらの予算書の20ページを御覧いただきたいと思います。

20ページに令和7年度の予定キャッシュフロー計算書をつけておりますけども、一番最後、資金の期首残高と資金の期末残高という表記がございます。期首残高がこちらは18億5,000万円ほど、期末残高が16億8,000万円ほどとなっております。昨今の支出の増の影響を受けまして残高が若干減る傾向にはなっておりますけども、まだ一定額以上の資金が手元でございますので、なるべく今の現状の料金体系を死守してまいりたいと思います。

ただ、先ほど建設改良の中で触れましたけど、今後は耐震化に係ります工事あたりを進めていくということがございますので、そうなりますと起債とかを借り受けながら進めてまいりますが、当然、手元資金の充当、支出というのも増えてまいるかと思っておりますので、注意深く経営を継続していきたいと考えております。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員。

○委員（田中 允君） この建設の図面ですけど、委託料と工事費の請負費って、どういうふうに使っておったかね。ちょっと説明を聞き逃したので。

○委員長（宮崎吉弘君） 何ページ。

○委員（田中 允君） 委託料と建設改良費。ここに請負費と書いてあって。これは何ページな。

○副委員長（段下季一郎君） 左上に書いてある分。

○委員（田中 允君） うん。27と26かな。いや、委託料と工事請負費とあるけんね、どのように区別したらいいのかなと思って。

○委員長（宮崎吉弘君） ああ、これね。

しばらく休憩しますか。いいですか。

課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） 内訳ということで。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員。

○委員（田中 允君） なぜ二つ分けているのかなと。その趣旨たいな。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） 予算の款項目の目になりますかね。（「節」と呼ぶ者あり）節のところに委託費と工事費というのが出ています。それで委託がこれだけの金額、工事がこれだけの金額というふうに分けているという形です。

○委員長（宮崎吉弘君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時51分

再開 午前10時51分

○委員長（宮崎吉弘君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） 委託料というのは工事をする前段の測量設計を行うためのものです。工事というのは、測量設計が終わって、その後工事ができる段階になって、工事を行うための工事請負費ということでお願いしたいと思います。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員。

○委員（田中 允君） だからね、委託料になっとるけんね、例えば設計委託料と書けば

簡単に分かるやろう。こっちは工事請負費と書いておって、こっちは、結局、委託料ばってん、請負やろうが、向こうが。業者が請負するわけやろうが。だから、委託料でいくなら設計委託料と書いてもらえば分かるわけよ。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） そのように記載させていただこうと、次回から。

（「頼むよね」と呼ぶ者あり）はい。申し訳ありません。

○委員長（宮崎吉弘君） 今後でいいですか。

○委員（田中 允君） もちろんもちろん。

○委員長（宮崎吉弘君） ほか、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） 質疑がありませんようですので、質疑を打ち切ります。

ただいまより討論を行います。

議案第34号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第34号、令和7年度筑紫野市水道事業会計予算について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決するものと決しました。

続きまして、議案第35号、令和7年度筑紫野市下水道事業会計予算について、執行部より説明をお願いします。

課長。

○上下水道料金総務課長（山田和成君） それでは、議案第35号、令和7年度筑紫野市下水道事業会計予算について、説明いたします。

予算書の3ページを御覧ください。

まず、第2条の業務の予定量ですが、（1）の排水人口は、前年度と比べて900人減の10万200人としております。令和6年度決算時の見込みの排水人口であります10万133人に若干上乗せをした数字としております。

次に、（2）の年間総排水量は、26万8,900立米増の905万300立米としております。こ

れは、排水人口に過去3年の1人当たりの平均排水量を掛け合わせて算定しております。

(3)の主な建設改良費は、公共下水道事業費を8,124万5,000円増の3億5,463万3,000円とし、流域下水道建設負担金を2,315万6,000円増の1億9,606万9,000円としております。建設改良費の内容につきましては後ほど御説明いたします。

続きまして、第3条、収益的収入及び支出は、下水道事業収益を1,933万3,000円増の23億5,069万円とし、下水道事業費用を144万円増の21億2,925万8,000円としております。その結果、収益的収支は2億2,143万2,000円の黒字を見込んでおります。

それでは、収益的収入の主な内訳を説明いたします。予算書の8ページ、9ページを御覧ください。

まず、1款1項営業収益は、3,617万9,000円増の18億1,484万8,000円としております。

主な内訳といたしましては、1目下水道使用料を2,368万5,000円増の16億8,336万4,000円としております。こちらも水道事業と同様に、令和6年度予算までは過去3年の実績を基に算定しておりましたが、社会活動が正常したことを踏まえ、令和5年度決算値に令和6年度上半期の実績を反映する形で算定をしております。

ここで、説明資料の30ページを御覧ください。

30ページに令和3年度以降の下水道使用料収入の推移を掲載しております。令和6年度以降は予算値のため今後、若干の増減は生じてまいりますが、グラフにありますとおり、使用料収入は増収傾向であることが見てとれます。

それでは、予算書の8ページ、9ページへお戻りください。

2目他会計負担金は1,302万7,000円増の1億3,107万6,000円としております。これは汚水の高度処理に要する費用や不明水の処理に要する経費に充当する一般会計からの繰入金が増えたためです。

続きまして、2項営業外収益は、142万円増の5億2,339万3,000円としております。これは長期前受金戻入額が増えたことによるものです。

次に、3項特別利益は1,826万6,000円減の1,244万9,000円としております。これは、流域下水処理の流域ごとに維持管理負担金を支払い、余剰金が発生した場合は翌年度以降に還付を受けるという仕組みになっておりますが、宝満川上流流域、宝満川流域で発生する還付金が減ることが見込まれるためです。

続きまして、収益的支出の主な内訳を説明いたします。予算書の10ページ、11ページを御覧ください。

まず、1款1項営業費用は、4,356万4,000円増になります19億5,827万1,000円としてお

ります。

主な内訳といたしましては、1 目管渠費を617万1,000円増の4,196万3,000円としております。これはポンプ場維持管理業務委託の更新に当たりまして積算を行った結果、労務費等の上昇で設計額が上がったことによるものです。

次に、3 目流域下水道維持管理負担金は、2,523万9,000円増の9 億634万6,000円としております。これは、御笠川那珂川流域の下水処理単価が1 立米当たり現行の65円から70円に5 円引き上げられることによるものです。

ここで、説明資料の31ページを御覧ください。

31ページに令和3 年度以降の流域下水処理場への排水量と維持管理負担金の推移を掲載しております。グラフにありますとおり、令和7 年度は維持管理負担金が大きく上昇しておりますが、これは先ほど御説明いたしました御笠川那珂川流域での下水処理単価の引上げが大きく影響しております。

それでは、予算書の10ページ、11ページへお戻りください。

続きまして、4 目業務費は330万9,000円増の2,573万円としております。これは下水道事業会計から水道事業会計へ支払います下水道使用料徴収事務委託料が増えるためです。

次に、5 目総係費は、527万5,000円増の9,277万6,000円としております。これは主に職員の人件費の上昇によるものです。

続きまして、次ページの12、13ページを御覧ください。

6 目減価償却費は、518万3,000円増の8 億8,320万6,000円としております。

次に、7 目資産減耗費は、161万3,000円減の825万円としております。

続きまして、2 項営業外費用は、789万1,000円減の1 億4,725万9,000円としております。

主な内訳は、1 目支払利息を695万6,000円減の8,955万9,000円とし、3 目消費税を98万5,000円の5,670万円としております。

続きまして、3 項特別損失は、3,423万3,000円減の2,272万8,000円としております。

内訳は、2 目過年度損益修正損を3,423万2,000円減の2,272万8,000円としております。これは、御笠川那珂川流域の下水処理に要します維持管理負担金の追加支払金、いわゆる赤字負担金ですが、こちらが減ることが見込まれるためです。

続きまして、資本的収入及び支出について説明いたします。予算書の4 ページを御覧ください。

第4 条の資本的収入及び支出は、資本的収入を9,145万5,000円増の7 億1,660万8,000円とし、資本的支出を8,253万5,000円増の11億2,187万円としております。その結果、資本

的収支は4億526万2,000円の収入不足となります。

一つ前の3ページを御覧ください。

末尾のほうになりますけども、先ほどの収入不足、こちらを補いますために、まず、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額から2,604万3,000円を補填します。次に、過年度分損益勘定留保資金から3億7,921万9,000円を補填して補うこととしております。

それでは、資本的収入の主な内訳を説明いたします。予算書の14ページ、15ページを御覧ください。

まず、1款1項企業債は、5,220万円増の3億3,330万円としております。

内訳は、1目1節公共下水道事業債を3,080万円増の1億5,570万円とし、2節流域下水道事業債を2,140万円増の1億7,760万円としております。公共下水道事業債は市が実施いたします公共下水道事業の工事費や委託費へ充当し、流域下水道事業債は福岡県が実施します流域下水道事業の建設負担金へ充当することといたしております。

次に、2項補助金は、5,021万円増の1億2,121万円としております。

次に、3項負担金は、1,095万4,000円減の2億6,209万8,000円としております。これは主に雨水処理負担金や分流式下水道に要する経費に充てます一般会計からの繰入金が減るためです。

ここで、説明資料の33ページを御覧ください。

こちらの一覧表に下水道事業会計の一般会計からの繰入金の内容をまとめております。繰入金の全体といたしましては、前年度と比べまして301万7,000円ほど金額が増えております。

続きまして、資本的支出の主な内訳を説明いたします。予算書の16ページ、17ページを御覧ください。

まず、1款1項の建設改良費は、1億440万4,000円増の5億5,080万9,000円としております。

主な内訳といたしましては、1目公共下水道整備費を8,124万5,000円増の3億5,463万3,000円としております。詳細な内容につきましては後ほど御説明いたします。

次に、2目流域下水道建設負担金は、2,315万6,000円増の1億9,606万9,000円としております。これは、宝満川流域の下水処理場であります宝満川浄化センターの施設改修に伴いまして関係市町が拠出します建設負担金が増えることによるものです。

次に、2項企業債償還金は、2,186万9,000円減の5億7,106万1,000円としております。これは企業債の償還残高が減ったことによるものです。

以上が令和7年度下水道事業会計の収益的収支と資本的収支の内容となっております。

続きまして、予算書の4ページを御覧ください。

第5条の企業債ですが、公共下水道事業や流域下水事業に充当します企業債の上限額や利率、償還の方法等を定めるものです。

次に、第6条の一時借入金につきましては、借入金の上限額を1億円とするものです。

続きまして、第7条の予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、（１）、（２）それぞれの支出の各項目間に限定いたしまして、議会の議決を経ずして流用できると定めるものです。

次に、第8条の議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましては、職員給与費として1億296万円を計上しておりますが、この予算に過不足が生じ流用を行う必要がある際は、あらかじめ議会の議決を経た上で行うと定めるものです。

5ページを御覧ください。

最後に、第9条の利益剰余金の処分ですが、令和7年度で見込まれます利益剰余金のうち2億1,559万9,000円を全額、減債積立金として処分すると定めるものです。

それでは、これより建設改良費に係ります工事や委託の内容につきまして、工務課長より説明を行います。

○委員長（宮崎吉弘君） 工務課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） 私のほうからは、令和7年度の下水道事業の測量設計委託と工事について御説明させていただきます。

説明資料の34ページを御覧ください。

まず、委託料。これは、先ほど田中委員からも御指摘がありましたが、測量や設計を行うためのコンサルタントなどに委託をする分となります。

まず、図面上のほう、二日市A地区管路計画設計業務委託及び二日市A地区管路施設調査業務委託とありますが、この二つにつきましては、下水道の老朽化した管を耐震管に更新するに当たり、その調査と設計になります。西鉄二日市駅、紫駅やJR二日市駅周辺を対象としております。

次に、左下のほう、山口・平等寺地区管路詳細設計業務委託についてですが、現在、農集排にて処理されている汚水について、公共下水道へ移管するための工事を行う前段の設計委託となります。

次に、右下のほう、事業計画変更資料作成業務委託と記載しておりますが、これにつきましては、令和7年度に上位となる県流域下水道において事業計画の見直しが行われるこ

とになっており、それに合わせて市の下水道事業計画も変更を行う必要がありますので、その資料作成業務委託となっております。

次に、その下、ストックマネジメント計画見直し業務委託につきましては、同計画の事業期間が令和3年度から令和7年度となっており5か年が経過いたしますので、設備の状況を再度見直し、今後の更新計画に反映させるものです。

以上、委託料、測量設計委託等になりますけども、合計金額として1億312万円を計上させていただいております。

ページをめくっていただきまして、次の35ページを御覧ください。

続きまして、工事についてです。

図面左のほう、工事名を囲んでいる上から二つ目、紫ヶ丘団地下水道人孔蓋取替え工事につきましては、紫ヶ丘団地の蓋の老朽化に伴う取替え工事となります。

次に、図面中央付近の黄色丸、針摺ポンプ場電気設備取替え工事につきましては、場所は、ゆめタウン筑紫野がある箇所に下水道の針摺ポンプ場がありますが、そのポンプ場の電気設備の故障も顕著になってきたことから、この電気設備の取替え工事を行うものです。

その他の工事につきましては、この図面では詳しい位置が分かりづらいかと思っておりますので、追加でお配りさせていただいております36ページのほうを御覧ください。

一番上の二つにつきましては、下水道の老朽化した管を耐震管に更新する管更生工事と布設替え工事のそれぞれの箇所となります。

その下の2段目の二つにつきましては、それぞれの箇所、雨水幹線に現存する井堰を転倒堰に変更する工事となります。

3段目の二つにつきましては、それぞれの箇所、下水道のポンプ箇所における通信通報装置の取替え工事を行います。

一番下の段、左側につきましては、下水道の老朽化した管を耐震管に更新する布設替え工事、右側につきましては、宝満川の下に下水道管の推進工事を行ってまいります。

35ページに戻っていただければよろしいでしょうか。

最後になりますが、図面一番下、ちくし台団地舗装本復旧工事です。

この団地は、今までコミプラで汚水の処理を行っていた団地でしたが、市の公共下水道として引き受けるために、令和3年度から5年度までの3年間において市のほうで下水道管の工事を行い、完了しているところです。

今年度、地元ですね、今まで管理していた西鉄となりますが、その西鉄が行うべき最終的な工事も完了したことから、団地の全体的な舗装も悪いことから、来年度、令和7年度

において団地全体の舗装工事を土木課のほうで行う予定としているため、下水道事業として工事を行った下水道管埋設に影響している舗装の工事分を工事負担金として計上しているものとなります。

以上、図面右下に記載しておりますが、工事請負費の合計は1億7,025万円、その下、工事負担金については4,230万円を計上しているところです。

令和7年度におきましても、継続して進めております老朽化した管を耐震管に更新する工事を主に進めることで市民の暮らしの安全安心を守ること、重大な事故が起こらないような取組を行いながら業務のほうを進めてまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましても御理解、御協力のほどをよろしくお願いいたします。

令和7年度の下水道の測量設計等委託及び工事の説明は以上となります。

引き続き料金総務課長より補足がありますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮崎吉弘君） 補足をお願いします。

課長。

○上下水道料金総務課長（山田和成君） では、改めまして、最後に附属資料の紹介をさせていただきます。

予算書の18ページを御覧ください。

こちら18ページ以降に、予算書の附属資料といたしまして、令和7年度の予定キャッシュフロー計算書、給与費明細書、そして令和6年度の予定損益計算書ほか参考資料を掲載しております。併せて御参照いただければと思います。

以上が議案第35号、令和7年度筑紫野市下水道事業会計予算についての説明となります。よろしく御審査の上、御可決賜りますようお願いいたします。

○委員長（宮崎吉弘君） ただいま執行部より説明がありました。質疑のある方はありませんか。

田中委員。

○委員（田中 允君） このちくし台の工事ですたいね、令和7年度、35ページ、工事請負費が1億7,000万で工事負担金は4,200万、これは市が負担するということなんですか。そこら辺りを説明して。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） ちくし台団地舗装本復旧工事に関しましては、土木課のほうが全体的な舗装の工事を行います。それに対して、下水道工事をした部分が、今、仮舗装をしていますけども、上下水道工務課が工事した分の金額を土木課のほうにお金を

お渡しして土木課のほうでやってもらうということで、工事負担金としてお渡しするという意味で4,230万円を計上しているところでございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員。

○委員（田中 允君） このコミュニティプラントのやつはさ、今はもう前の住民の方の負担金というのは取っていないんですかね。むさしヶ丘も取らなかったかな。

○委員長（宮崎吉弘君） 係長。

○下水道担当係長（新山武志君） こちらのちくし台団地の受益者負担金につきましては、コミュニティプラントを管理しておりました西鉄さんのほうに一括して負担いただくということで整理ができております。

○委員長（宮崎吉弘君） いいですか。ありますか。

○委員（田中 允君） はい、いいです。

○委員長（宮崎吉弘君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 実際に工事の現場を見たことがないか分からんのやけど、老朽管の分を耐震管に入れ替えたらどのくらいそれは効果があるのか。どういう程度の地震やったらもてるとか、そういうデータというのはあるんですかね。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） 地震も、その場所場所において多分いろいろ状況が変わってくると思いますので、耐震管の部材を使っておりますけども、メーカーとしても、じゃあそれが震度6までは間違いなく大丈夫ですという書き方はなかなかちょっとしていない部分は正直あります。

なので、何と言ったらいいか分かりませんが、マンホールとマンホールがあって、そこに下水道管があります。今まではそれががちっと押さえられていたものが、取りあえずは地震の際にこういった動くようなことで耐震ができるというところで私たちも理解して、その製品を使って工事をしているところでございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） そういう管がどこかに展示されて、こういうやつを筑紫野市は採用していますよというようなのが目に見えて分かれればああそうかという形で納得できると思うんやけど、何かそういう機会をやっぱりちょっとつくってほしいなと、そういうふうな気がしますね。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） ちょっと考えさせてください。あ、いや、全然、そ

の方向で考えます。

○委員長（宮崎吉弘君） ほか、ありますか。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 今日いただいた33ページの分なんですけど、さっきの審査のところでもちょっとあったような気がするんですけど、不明水の処理に要する経費が、令和6年度が543万6,000円で、7年度の予算額が1,785万2,000円とちょっと大きく膨らんでいるんですけど、これは、もともとの不明水の処理というのがどういうもので、今回の予算でなぜこんなに膨らんでいるのかいうことをちょっとお尋ねします。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道料金総務課長（山田和成君） 不明水と言われるものは、私たちが下水道使用料を徴収する際に把握している水量が一つありまして、一方で流域下水道処理場に流れ込んだ水量があります。その差が不明水と言われております。

不明水が発生する原因といたしましては、まず、井戸水世帯は認定水量で算定しておりますけども、その認定水量がちょっと現実にまだ追いついていない部分があるのかなというのがまず一つですね。それと、大雨が降った際、どうしてもマンホールの中に雨水が流れ込みますので、そういったものも不明水の大きな要因となっております。

それと、今年度、金額のほうが上がった理由でございますけども、過去の年間の降水量の推移を調べまして、若干の増減はありますけども、年々、雨水量が増えてくるというのがありますので、その分をあらかじめある程度反映して、不明水の量が増えるであろうということで予算を計上しているところでございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） じゃあ、年間の雨水量は自然現象で仕方がないとして、井戸水に関しては、推量している部分をきちんと把握すれば収入につながっていくというふうに理解していいですか。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道料金総務課長（山田和成君） 委員おっしゃるとおりで、井戸水世帯の水量をしっかりと把握できれば当然、取りこぼしがなくなると思われるんですけども、ただ、そうなりますと、メーターを各御家庭に取り付けさせていただくということになってまいります。そうなりますとメーターの取付け自体も一定の費用がやはりかかってきますし、メーターの場合は8年間ごとに絶えず更新をしないといけないという手間暇、経費というのが別途かかってまいります。

そういった現状を踏まえて、今のところ筑紫野市としては、水道の普及率もある程度伸びてきた、相対的に井戸水世帯が減っているという中であえてメーター取付けをして水量を把握するということまでは今のところ考えていないような状態でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） ほか、ありますか。

私からいいですかね。今の予算の9ページで不明水の話が出ましたが、雨量と先ほど言われましたけど、平均値を出してということとされていると思うんですが、以前、ポンプ場が要するに給水が追いつかないとか、下水管の蓋がオーバーフローしてから噴き上げるという状況をずっと前から私も注意しているんですけど、そもそもそういう浄水場のポンプ、県のポンプになるんでしょうけど、改善をされて、そしてそういう適正な排水ができているのかどうか、それを1点、聞きたいと思いますけど。

係長。

○下水道担当係長（新山武志君） 下水道本管の不明水につきましては、現在、管更正工事を行っているところでございます。こちらの更正を行うことによって、管1本1本の継ぎ目をなくして一本化させるというところで少しでも不明水の浸入を下げたいければなというところで進めておるところです。

下水道本管の断面の状態ですけれども、こちらの更新を行っている管の元々が鉄筋コンクリート管でざらざらしております。管更正を行いますとつるつるした状態に変わりますので、更生材の分は内腔、管の大きさは少しちっちゃんくなるんですけれども、つるつるになることによって余計に水が流れやすくなるというところでさせていただいております。

○委員長（宮崎吉弘君） じゃあ、改善されつつあるというふうに認識してよろしいですか。

○下水道担当係長（新山武志君） はい。

○委員長（宮崎吉弘君） ほか、ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

ただいまより討論を行います。

議案第35号の件について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第35号、令和7年度筑紫野市下水道事業会計予算について、原案のとおり可決する

ことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

しばらく休憩をいたします。再開を40分からやりますので。残りの調査をやりますから。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時40分

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、休憩前に引き続き会議を行います。

今度は所管事務調査に入ります。

下水道施設老朽化に関する調査について、執行部より報告をお願いします。

課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） では、下水道施設老朽化に関する調査について御説明させていただきます。

まず、申し訳ありません、端末のほうは問題ありませんが、お配りしている資料についてです。資料にA3の図面で折り畳んでいるこのような図面があるかと思います。

○委員長（宮崎吉弘君） これですか。

○上下水道工務課長（山田 学君） はい。その資料がもし一番最後についている方がいらっしゃいましたら、大変申し訳ありません、つける位置を間違えておりまして、その用紙は2ページ目の資料となります。本来であれば表紙の次につけておかなければいけない資料でありましたので、A3の用紙は2ページ目の資料ということで御理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

では初めに、この調査の目的につきましては、下水道施設老朽化による事故、それに伴うライフラインの喪失など、大きな影響をもたらすことから、筑紫野市における暮らしの安全安心を守るために、現状について調査するとのことで調査要求があったものです。

資料要求として3点あっておりますので、順を追って、お配りしている資料の説明をさせていただきます。

まず、1点目です。

筑紫野市民の下水処理をしている下水処理施設に連結している、福岡県が管理している下水道施設に連結する管渠の現状が分かるものについてです。

資料の 2 ページを御覧ください。先ほどお話しさせていただきました A 3 の図面になります。

では、図面の説明をさせていただきます。

青色の線については、筑紫野市の公共下水道の認可区域の範囲となります。茶色の線については、筑紫野市は流域が御笠川那珂川流域、宝満川上流流域、宝満川流域の 3 流域の公共下水道で構成されておりますが、それぞれの区域界となります。2 か所赤色で塗っている箇所について、図面中央にある分は宝満川上流ポンプ場といいまして、宝満川上流流域の下水道が集まってくる箇所となります。場所はカミーリヤ前の道路を挟んで北側に位置します。図面下のほうに宝満川浄化センターがありますが、これは筑紫野市で言えば宝満川流域の下水道が集まってくる最終地点となります。場所は小郡市にあります。次に、黒色の線、これが福岡県が管理している流域下水道となります。その黒色線に番号がナンバー 1 からナンバー 23 まで記載しておりますが、この各ナンバー点において、筑紫野市の下水道がそれぞれ流域下水道に流れ込んでいる箇所ということになります。

次の 3 ページ目を御覧ください。

ナンバー 1 接続点の詳細箇所をつけております。これについては、二日市コミュニティーセンターが右上にあります。旧 3 号線に県道筑紫野・古賀線が接続している六反交差点の箇所となります。ここに接続点があり、赤色線が筑紫野市の下水道管で、西鉄二日市駅のほうから黒色線の福岡県の流域下水道管に流れ込んでいる箇所を図示しているところです。赤色の字で記載しているものが筑紫野市の接続点における管の説明。管の現状が分かるものとして記載しております。黒色の字で記載しているものが接続点における流域下水道の管の説明。管渠の現状が分かるものとして記載しているところです。

次の 4 ページから 24 ページまで、それぞれの接続点における同様の記載をしております。これを 1 枚 1 枚見ていただくのも大変だと思いますので、5 ページ目を御覧ください。

全 23 か所の接続点において、筑紫野市、福岡県のどちらの管も、この箇所が管の大きさも一番大きく、かつ管の深さも一番深い箇所となります。右下に筑紫野郵便局がありますが、この筑紫野郵便局付近の交差点箇所が筑紫野市内において最も深い位置に埋設されている管の大きさが最大となる箇所となります。左側から県道に接続する筑紫野市の赤色線の管の大きさは直径 1 メートル、埋設深さは 12.9 メートルです。

続きまして、2 点目です。筑紫野市内の下水道老朽化の調査状況についてです。

まず、筑紫野市の下水道老朽化の調査状況について説明させていただきます。

25 ページを御覧ください。筑紫野市で現在進めております下水道の老朽管更新状況を図

面に記載しました。

青色箇所、場所は針摺地区ゆめタウン周辺になりますが、この範囲内において存在する下水道管のカメラ調査を、令和元年度から２年度において延長約9,266メートル行っております。

次に、緑色箇所、場所は二日市地区の東側周辺になりますが、この範囲内において存在する下水道管について、カメラ調査を令和５年度と今年度、令和６年度において9,256メートル行っております。

そして、黄色箇所、場所は二日市地区のＪＲと西鉄の間における、その周辺です。この範囲内において存在する下水道管について、カメラ調査を今年度は約4,371メートル行っております。

次の26ページを御覧ください。

こちらについては、長寿命化計画という計画の下、平成24年度に行ったものとなりますが、青色と緑色を合わせて約5,257メートルのカメラ調査を行っております。

次の27ページを御覧ください。

こちらについては、職員による点検路線図ということで、先般、埼玉県で下水道管の破損に伴う道路陥没が発生した事故後、私どもとしても緊急に点検を行いました。この場所の選定に当たりましては、比較的古い管であり、深さが私ども職員で管の調査が可能な限界の深さ、３メートル弱程度、腐食の起こりやすいヒューム管の箇所について、光が丘サニー付近の箇所など、この茶色線で示した管について、緊急点検としてカメラ調査を行いました。それと、目視による緊急点検として、筑紫野市内の流域下水道全線の舗装表面に異常がないかについて点検を行ったところです。

ページを戻りまして、２ページを御覧ください。A３の用紙になります。

図面右上のほう、赤字で表示しておりますが、この箇所は県により令和５年度において改修を行ったということを県に確認しております。県としては、流域下水道管の調査については、10年間かけて筑紫野市内に存在する流域下水道管の調査を行い、その調査の下、補修が必要な箇所はこの箇所というところで補修を行っているとのことです。

最後に、３点目です。

筑紫野市で調査を進めている老朽管の改修状況が分かるものということですので、25ページを御覧ください。

青色箇所の針摺地区において、調査後に改修が必要であった更新対象延長約1,666メートルのうち、現在、959メートルの更新が完了しております。

26ページを御覧ください。

長寿命化計画の下、改修が必要な更新対象延長約1,978メートルに対して、こちらにつきましては全て完了しております。

以上、3点の資料要求に対しまして、説明を終わります。

令和7年度におきましても、老朽化した管を耐震管に更新する工事を主に進めることで市民の暮らしの安全安心を守ること、重大な事故が起こらないような取組を行いながら業務のほうを進めてまいりたいと考えております。議員各位におかれましても御理解、御協力のほどをよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） ただいま執行部より報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 膨大な資料を本当にありがとうございました。やっぱり報道を見ていたらどうなのかなと思ってかなり心配していたんですけれども、しっかりしていただいていたなと思って。

一つ確認ですけれども、今最後に言われた25、26ページで、26ページの長寿命化計画が既に100%終了している、25ページの針摺地区は1,666メートルのうちの959は終了していると。残っているものについては令和7年度以降の更新対象になるのか。それと、上の二日市地区ですね、更新対象延長が2,086は分かっているけれども、これについてはどんなふうにしていくのかということと、左側のカメラ調査した4,371は更新対象延長もまだ未解析ということに受け止めていいのかどうか、その二つだけ確認をお願いします。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） まず、25ページ、青色箇所ですね。今、1,666メートル中959メートル終わっておりますが、これも当然更新していきます。

次に、緑箇所ですね。9,256メートルのうち2,086メートル更新対象延長がありますが、これも当然やっていきます。

最後に、黄色箇所ですね。4,371メートル、これはカメラ調査だけ終わっておりますので、来年度にはこの辺りの更新対象延長が分かりますので、それを再来年度以降にやっていくような形になっていくというものです。

○委員長（宮崎吉弘君） ほか、質疑はありますか。

田中委員。

○委員（田中 允君） この前、テレビを見おったらさ、宇宙水道局やらなんかが出てきたたい。要するにGPSで点検するやつ。そんなのは高くつくっちゃうか。予算的に。ちょっと一応、話はしとったんやけどね。

○委員長（宮崎吉弘君） 大丈夫ですか。課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） 一応、水道のほうで、あと、そういった調査を行ってはおります。（「それを使うて」と呼ぶ者あり）はい。それで、ちょっとまたいろいろ継続してやっておりますのでですね。

○委員長（宮崎吉弘君） ほか、ありますか。

城委員。

○委員（城 健二君） すみません、ちょっと単純な質問なんですけど、これ、カメラ調査と書いてあるんですけど、このカメラ調査というのは、テレビでもやっていたんですけど、いわゆる管の中をずうっとドローンか何かを使って映してやる方法なんですかね。そしてあと、これによってどれぐらいの老朽化度とか、そういうのが分かるのかなと思ったんですけど、その辺をちょっとお願いします。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） カメラ調査は、カメラの調査をする前にまず管の掃除をします。（「掃除」と呼ぶ者あり）はい、きれいに。上のほうとか、いろいろさびとかがありますよね。そういったのを掃除をした中でカメラをずうっと走らせるんです。で……。

○委員（城 健二君） 走らせるというのは、水に浮かせる。それともドローンか何か……。

○上下水道工務課長（山田 学君） いやいや、基本的にはドローンじゃない。管がちっちゃいので。15センチとか、それぐらいの管なので、それが入るものが、何といたしますかね、ドローンじゃないです。（「ラジコンカー」と呼ぶ者あり）はい、ラジコンカーみたいなやつでずうっと行く形。（「ああ、ラジコンカーみたいなものですか」と呼ぶ者あり）

○委員長（宮崎吉弘君） 勝手にやり取りをしないでくださいね。議事録を取っておりますので、きちっと答えていただいて、その後、再質問をするんだったらしてください。いいですか。

○委員（城 健二君） 了解。

○委員長（宮崎吉弘君） で、今の回答は。

課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） そういった状況を調べた中でいい悪いの判断をしていく形になります。

○委員長（宮崎吉弘君） 城委員。

○委員（城 健二君） カメラの前に掃除をされると言われましたが、その掃除もそういうふうな形で、そのラジコンみたいなやつでだあっと掃除をやっていくんですか。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） そうです。

○委員長（宮崎吉弘君） ほか、ありますか。

前田委員。

○委員（前田倫宏君） 結局、老朽管の更新工事の進捗率というのは今、現状どの数値でしょうか。

○委員長（宮崎吉弘君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時58分

再開 午前11時58分

○委員長（宮崎吉弘君） では、休憩前に引き続き会議を再開します。

課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） 今年度末で51.2%です。

○委員長（宮崎吉弘君） よろしいですか。ほか、ありますか。

では私からいいですかね。八潮市の問題は何かあると思うんですけど、要は下水管の大きさが物すごく大きいということが一つと、もう一つは、沖積層、いわゆる砂礫があるところにやっぱり管をいけているんだろうと思うんですよね。だから、そこでやっぱり汚水管が漏れて、そして亜硫酸ガスができてますます傷口が広がって、そして洗掘をして陥没をしたという報道でもありましたけど、私も調べたらそういうふうに、合っていました。

要は、埋め戻しとか掘削したところの地層が一つのポイントになっていて、やっぱりそういったところも、例えばですけど、市内何か所かボーリングの柱状図とか、もちろん掘削深度が浅いからそういう柱状図はないにしても、近隣の例えばマンションとかいうところは必ず柱状図はボーリング調査によってデータがありますので、そういったところの入手というか、今後、災害というか、事故ですから、それを防ぐためにそういったところも視野に入っているかどうか、その1点だけお聞きしたいと思います。

課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） 今入れている、下水道で管の入替えとかをしている分に関しましては、深くても3メートルぐらいなんです。先ほどこの資料のほうにもありましたけど、流域下水道の管とか深いところはもう10メートルとかある。そういったところであればそういった柱状図を見させてもらってということはあるかと思えますけども、なかなか、3メートルぐらいでそこまでやるべきなのかというところがちょっとございますので、そういった形でお考えになってもらっておればというところをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（宮崎吉弘君） はい。

ほか、ないですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

しばらく休憩します。再開を1時から行いますので、よろしくお願いします。

————— ・ ————— ・ —————
休憩 午後0時01分

再開 午後1時01分
————— ・ ————— ・ —————

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開したいと思います。

所管事務報告に入ります。

所管事務報告、水質調査等の結果について、職員が入れ替わりましたので、紹介をしていただいた後に、執行部より報告をお願いします。

部長。

○環境経済部長（平嶋顕治君） 午前中から引き続き委員会のほう、お疲れさまでございます。

説明員のほうが入れ替わりましたので、紹介させていただきます。

環境課長の益永でございます。

○環境課長（益永 晃君） 益永です。よろしくお願いいたします。

○環境経済部長（平嶋顕治君） 担当係長の小椎尾でございます。

○環境保全・廃棄物担当係長（小椎尾公憲君） 小椎尾です。よろしくお願いいたします。

○環境経済部長（平嶋顕治君） それでは、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） 皆さん、お疲れさまです。

環境課所管事務報告でございます。

報告内容は、水質調査等の結果についてでございます。ただいま資料の発信通知を行いましたので、御確認をお願いしたいと思います。今月においては令和6年10月から12月の3か月の分になります。

水質検査の箇所図でございます。表中の右上になりますけれども、検査箇所、実施月、調査箇所について御説明申し上げます。

まずは赤文字の部分。処分場直下が検査箇所になっておりまして、こちらは簡易検査になります。実施月は毎月でございます。調査の箇所は図上の①、②、⑤、⑦、⑧、⑨でございます。

続きまして、青文字、処分場周辺でございます。こちらについては、法に基づいた検査となっております。2月と5月の年に2回実施をしております。調査箇所は①、②、③、④、⑤、⑥、そして地図上の左上のAとなっております。

それぞれの文字の色とアンダーラインで引いています地図上の位置について御確認いただけたらと思います。

次のページでございます。水質検査についてでございます。

水質検査の根拠法令または他のそれぞれにわたった内容に基づきまして、今、水質検査のほうを行っております。

まず一つ目が、環境基本法に基づく水質検査でございます。

こちらについては2種類、生活環境の保全に関する環境基準、こちらが河川B類型というものとなっております。本山口川については測定地点での水域ではないですけれども、B型を基準として比較しております。こちらについて、環境基準が一つ、BODが当てはまっております。こちらの基準が3ミリグラム／リットルとなっております。また、下段になりますが、人の健康の保護に関する環境基準でございますが、これに当てはまるものとしてホウ素がございまして、1ミリグラム／リットルとなっております。

これらの環境基準においては、人の健康及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準であり、行政上の政策目標となっております。受忍や許容の限度ではないというをお伝えいたします。

続きまして、廃棄物処理法に基づくものが二つ。

まず一つ目が、安定型処分場の維持管理の基準。こちらがCODとBODがございまし

て、CODが40ミリグラム／リットル、そしてBODが20ミリグラム／リットルとなっております。また、安定型処分場の廃止基準がございまして、こちらのほうはBODのみとなっておりますが、20ミリグラム／リットルがあります。

続きまして、指針値でございます。

こちらの基準等の内容は要監視項目と言われるものです。こちらは備考のほうに書いていますが、環境基準等ではなくて、人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等から見て直ちに環境基準とはしませんが、引き続き知見の集積に努めるべきものということで、これらの値に基づいて水質検査を行っております。

続きまして、CODとBODについて説明申し上げます。

一つ目がCOD、化学的酸素要求量というのがございます。こちらについては、水中に含まれる有機物が酸化剤、ケミカルにより分解される際に必要な酸素量となっております。こちらのほうが長時間滞留する湖沼や海域の汚濁の指標に適している検査項目となっております。

続きまして、BOD、生物化学的酸素要求量というものがございまして、こちらが水中に含まれる有機物が好気性微生物により分解される際に必要な酸素量となっております。こちらについては河川の水質汚濁の指標として適した観測方法ということになっております。

また、今から説明していく中で出てくるATU-BODというものの説明をちょっとさせていただきますと思います。

BODを測定すると、本来測定数値となる有機物の酸化以外に、微生物の働きでアンモニアなどの硝化反応による酸素消費量も加算されて高い値が出る場合がありますので、これを防ぐためにアシルチオ尿素というものを添加して硝化反応を抑えて正確な数値が出るような測定方法もございますので、一応、説明申し上げます。

続きまして、水質検査の結果でございます。

今回、最新のものが10月から12月となっておりますので、6ページの10月4日、表中の一番下になりますが、そちらから説明を申し上げます。なお、表中の黄色い色刷りの項目についてが指針値を上回っている数値になっておりますので、そちらのほうについて説明をさせていただきますと思います。

まず、10月4日、全マンガンでございますが、①のSt-12”が指針値0.2ミリグラム／リットルに対し0.23ミリグラム／リットル、そして9番目、St-11’についてが、こちら0.2ミリグラム／リットルに対して0.38ミリグラム／リットルという数字になって

おります。また、ウランでございます。ウランは指針値が0.002ミリグラム／リットルに対し、①のS t-12” が0.0048ミリグラム／リットル、また9番のS t-11’ についてが0.0021ミリグラム／リットルとなっております。また、BODでございますけれども、⑨のS t-11’ に対しては6.2ミリグラム／リットルとなっておりますが、先ほどのATU-BODで設定した結果は2.6ミリグラム／リットルとなっております。

次ページになります。11月18日でございます。こちら、全マンガン、①のS t-12” についてが0.26ミリグラム／リットル、9番のS t-11’ についてが0.34ミリグラム／リットルとなっております。そして、ウランでございますけれども、ウランの指針値は0.002ミリグラム／リットルになっているのに対して、①S t-12” が0.0047ミリグラム／リットルとなっております。そして、BODでございますけれども、⑨のS t-11’ でございますけれども、こちらは3ミリグラム／リットルの指針値に対して4.2ミリグラム／リットルの数字が出ておりますが、こちらATU-BODの測定結果は1.2ミリグラム／リットルということになっております。

そして、12月6日でございます。全マンガンについては、①のS t-12” でございますけれども、こちら0.2ミリグラム／リットルに対して0.54ミリグラム／リットル、そして、⑨のS t-11’ に関しては0.90ミリグラム／リットルとなっております。そして、ウランでございますが、ウランは0.002ミリグラム／リットルに対し、①のS t-12” が0.0062ミリグラム／リットルとなっており、⑨のS t-11’ が0.0023ミリグラム／リットルとなっております。そして、BODでございますが、BODの環境基準が3ミリグラム／リットルになっているものに対して、S t-11’ は8.1ミリグラム／リットル、ATU-BODの数値については4.0ミリグラム／リットルとなっていてございます。

続きまして、福岡県の水質調査等の結果についてでございます。

福岡県の水質検査箇所図でございます。黄色い文字で書いてありますとおり、S t-12、S t-19、I-11、I-3、I-2、S t-11、S t-18と7か所ございます。

そして、続きまして、次のページ、敷地内でございますけれども、水質・ガスモニタリングの地点となっております。まず、水質調査地点が左からB-5、S-2、B-4、S-1、J-2、そしてS-3、B-6、S-4と8か所ございます。ガスの調査地点でございますけれども、赤字でありますB-9、B-10、B-2、そして101、102の5か所となっております。

測定の結果でございます。

次のページになりますけれども、産興場内のCODの値となっております。検査箇所は表

中の上にありますS－1からJ－2になります。今回、図を変えさせていただいております。平成17年からありますが、令和6年度、右側一番端っこですね、を御参照いただけたらと思います。こちら書いていますとおり、安定型処分場の維持管理基準というのが40ミリグラム／リットルとなっておりまして、基準を下回っている数値となっております。

続きまして、次のページ、産興場外のCODでございます。こちらについても維持管理基準が40ミリグラム／リットルとなっておりまして、右端の令和6年度を見ていただくと、40ミリグラム／リットルを下回る結果となっております。

続きまして、産興場内のBODでございます。BODについては、安定処分場の廃止基準は20ミリグラム／リットルとなっておりますし、生活環境の保全に関する環境基準は3ミリグラム／リットル以下となっております。令和6年度、一番右端になりますが、すみません、S－1からJ－2のBODを測定しております。20ミリグラム／リットルは下回っているところがございますが、3ミリグラム／リットルについては、ATU－BODの関係がありますので、ちょっと説明は後からさせていただきたいと思います。

続きまして、次のページ、産興場外のBODでございますが、こちらも同様に、安定型処分場の廃止基準は20ミリグラム／リットル、生活環境の保全に関する環境基準としては3ミリグラム／リットル以下となっております。こちらはSt－11、St－12、St－19となっております。こちらについては安定型処分場の廃止基準のみを書かせていただいておりますが、令和6年度は20ミリグラム／リットル以下となっております。3ミリグラムを上回っているものについては、先ほど申し上げたとおり、ちょっとまた次のページ以降で御説明申し上げます。

次のページ、産興場内のS－4地点のATU－BODの関係でございます。こちらについては、先ほどのATU－BODで測定し、硝化反応を抑えた測定方法で行っている分で、令和3年から6年までの折れ線グラフとなっております。緑の線が通常の測定方法ですが、ATU－BODで測定した内容というのは赤線の折れ線グラフとなっております。3ミリグラム／リットルを多少超えるところが令和6年度になって見えているところがございます。

続きまして、次のページでございます。こちらも産興場外のSt－11地点の測定の値となっております。こちらのほうも同様に安定型処分場の廃止基準20ミリグラム／リットル以下となっている分と、生活環境の保全に関する環境基準が3ミリグラム／リットル以下となっているところで、令和6年の10月から12月のものについては、通常の測定だと3ミリグラム以上になっているところがありますが、ATU－BODでの測定になると3ミリ

グラム／リットルを下回っているところがあるところでございます。

続きまして、硫化水素の結果でございます。

次のページが過去の平成17年から平成27年のものになっております。そして、最新のものについてが次のページ、平成28年から令和6年度までの値を折れ線グラフでお示しをしております。観測地でありますB-2から102の測定でございますが、特に高い値は見当たらないところございました。

次のページからは県の数値から見たページになっておりますので、先ほど説明しました表中の内容で一読いただけたらと思います。

最後に、受託廃棄物の残量でございます。

こちらが前回と違いまして、令和6年の12月現在に目視による残量、受託廃棄物の数量となっております。

廃塗料（廃油含む）分については、ゼロと書いていますけど、今現在、ドラム缶1個分程度あるということで聞き及んでおります。廃プラ、木くず、紙くず等の混合廃棄物については約70トン、汚泥については約450トン、廃石膏につきましては約10トン、合計530トンとなっております。

受託廃棄物の搬出状況でございますが、令和6年10月から12月においてでございますが、廃プラ、木くず、紙くず等の混合廃棄物が19立米となっております、係数の0.26を掛けると、参考値として書いていますが、4トンということになります。

平成18年度からの累計でございますが、廃プラ、木くず、紙くず等の混合廃棄物については3,043トン、廃石膏につきましては185トン、廃油につきましては、立米の値に係数を掛けた分の4トンと63.38トンとなります。汚泥についてが、17立米でございますので、こちらについて係数を掛けた18トンと、搬出量、トンで算出した分で3.4トンとなっておりますのでございます。

以上、報告のほうを終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮崎吉弘君） ただいま執行部より報告を受けました。質疑のある方はありませんか。

城委員。

○委員（城 健二君） BODの関係でちょっとお伺いしたいんですが、ATU-BOD、アリルチオ尿素を添加して硝化反応を抑えて測定した場合、これについて、いわゆる数値が高いからこれで抑えているんだと思うんですが、この場所、St-11というのは特にやっぱり高いわけですね。ほかのところを見るとそうでもないのにここだけが異常に突出

しているということなんですが、この場所というのは特有なあれがあるんですかね。こういうふうなBODが高くなる要素というのを含んでいる場所なのかということなんです、聞きたいのは。まずはそれですね。

そして……、うん、まずはそれでいいです。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） ATU-BODで実際に硝化反応が起こっているということは、アンモニウムイオンという土中の、そんな害があるものではないんですけども、それが微生物のほうが実際に活動をして硝酸イオンというのに変わるらしいですよ。それは地質が悪いということだけでなく、私の認識としては、田んぼでもどこでもそういう土の質のものがいますので、それをやらなければ正常な測定ができないのであれば、検査員の方もその辺りは存じていますので、硝化反応を抑えた測定方法が悪いと言っているわけではないと私は認識しております。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 城委員。

○委員（城 健二君） やっぱりこの地図を見て、St-11、18、19とか、いろんなほかの場所もあるんですけど、同じような地域にあるのに何でここだけこれがこんなに高いのかなというのは、今言われた微生物がこの場所だけに多く発生しているということなんですかね。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） いわゆる餌ではないですけど、微生物がそっちのほうへいっぱいあると考えたほうがいいと思います。ですから、アンモニウムイオンというのがあればそれに反応してしまうということですので、微生物は空気を好む微生物もいれば嫌う微生物もいるということですので、城委員が言うように、そういう微生物も多いのは考えられるとは思いますが、この測定自体が特にこれをやらないと悪いというわけではなくて、正式に数値を出すためにこういう硝化反応を抑えて測定をすると考えたほうがいいのかと思います。

○委員長（宮崎吉弘君） 城委員。

○委員（城 健二君） ここにBODが高いほど汚染された水と書いてありますから、何かやっぱり気になっちゃうわけですね。でも、実際はそういう形で、体にそんな影響しているものじゃないというのは分かりました。

○委員長（宮崎吉弘君） いいですか。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） かなり幾つかあります。

すごく詳しい資料を作っていただくようになったんですけれども、資料の気になるところで、まず3ページですけれども、地図に白い枠で囲ってあるという、これの意味は何なのかということ、これが一つです。ただ、私の認識としては第一期処分場が許可された範囲というのはこの範囲ではないというところで、もしも第一期処分場を表すなら正しい区画で描いていただきたいなと思っているんですね。だから、まず、これは何をなぞればこういう白い線になったのかというのが一つですね。認識のことで、最初。

それから、4ページ。2段目の箱の中の廃棄物処理法の基準等の内容と書いてあって、安定型処分場の維持管理の基準と書いてあるけれども、この40ミリとかBODの20というのは少なくとも安定型処分場の浸透水の基準ですね。だから明確に浸透水の基準と書いておってもらったほうがいいですね。後ろのところのグラフにはそういうふうに書かれているので、箱というか、枠が小さいから書けないというよりも、正しく維持管理の基準の安定型処分場に排水基準なんてないんですよ。だから浸透水なんだということをきちんと書いておいてもらいたいなと思っています。その下もそうですね。廃止時の浸透水の基準なんですね。

まずこの二つです。認識をちょっと聞きたいです。

○委員長（宮崎吉弘君） いいですか。課長。

○環境課長（益永 晃君） ありがとうございます。水質検査の箇所図が、今までコピーにコピーを重ねて地図上ちょっと見にくかったので、航空写真を使ったほうが分かりやすいかなと思いましたので。あとは、白い枠なんですけれども、これも、資料中で結構汚い分もあったので、正確に写せたということではないかもしれませんが、産興処分の跡地がこの辺りにあるというイメージであればいいかなと思っておりましたので、その辺り、ここはもうちょっと修正すべきじゃないかという御指導があれば、それは全然……、大体のイメージ図が分かればいいという認識でありましたので、そういうところで御理解をいただけたらと思います。

水質検査の分については、なかなか、私も最初にこちらに来たときに、BODとか、CODとかが結構ありましたので、もう少しちょっと、法でこういうふうに決まっているんだとか、法で決まっていなくても筑紫野市はこんな検査項目もやっているんだよというようなところでまとめさせていただいていましたので、先ほど辻本委員のほうからありましたとおり、ちょっと文言の修正は行ってまいりたいと思います。ありがとうございます。

ます。

○委員長（宮崎吉弘君） いいですか、そこは。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） そうしたら、次に、まず線を引いていただくなら、この9ページの地図もそうなんですね。確かに航空写真を見ると分かりやすいのでいいんですけども、この白い線の意味が何を表すのかいうことをきちんと分かった上で描いておっていただきたいなと。さっきのページと同じですね、理由は。

それから、じゃ、ちなみに、10ページの白い地図を見ていただきたいんですけど、産興の地図はこういうふうに描かれてあるんです。この中で本当に処分場として県の許可を受けた範囲というのは、例えば一期処分場が一番端的なんですけれども、B-4と数字が書かれて、S-1が書かれている、その下に点々でずっと囲われていますよね。で、右のほうに行って上に上がっていくんですけども、こんなふうな形になっているんですけど、上に飛び出ているところは、これは違法に埋められた地域なんですね。そのことが明確に分かるような白線のくくり方。例えば9ページに描かれているのだと、かなりこの上のほうまで処分場として認められているような受け止め方をしてしまうんですね。下に黄色で描かれているのは、これは飛び出ている部分なんですね。これは正しいんですね。どうせ同じするなら、飛び出ている、これは違法な部分だということが認識できるような、そういう枠線をつくっていただきたいと。

それから、11ページの産興処分場内のCODというところで、ここにきちんと書いていただいています。浸透水の維持管理基準と書いてあるのが40ミリグラム／リットルですね。これは場内の基準です。だから、場内の維持管理基準が40ミリグラム／リットルということで、これは正しいですよ。じゃ、次の12ページの場外のCODというところで40ミリグラム／リットルのところに線を引いているのは、これは、ここに、四角の箱の中に浸透水の維持管理基準40ミリグラム／リットルとちゃんと書いてあるから、この箱の中は間違いではない。ただ、グラフの中の40ミリグラム／リットルのところに線を引いてあると、これを超えなければいいんだという認識になってしまうけれども、場外はどちらかというと最初のほうにあるBODの基準の——基準なんてないですよ、場外のCODは——3ミリグラム／リットルなんですね。河川B類型の3ミリグラム／リットルというふうにしてあったらいいんです。だから、CODのこのグラフ、12ページというのはあまり関係ないなという感じはちょっとします。それでもつけていただいているということではいいけれども、この40ミリグラム／リットルを超えなければいいというふうに理解されないように

ちょっと考えていつていただきたい。

で、次の13ページのBODのグラフですけど、これは場内のBOD。20ミリグラム／リットル以下というところでこの20ミリグラム／リットルのところに線が引いてあるからこれは正しいんだけど、その次の場外のBODは3ミリグラム／リットルというところでやっぱり20ミリグラム／リットルのところに線が引いてあるから。場外には決して出てはいけないんです。安定型処分場には排水基準はない。20ミリグラム／リットル以下だったら外にいいんだというふうに思われると困るので、ここのグラフはどちらかというと赤い凸凹があるところの3ミリグラム／リットルのところにきちんと線を引いていただいたら、どんなにその3ミリグラム／リットルを超えたものが場外にあるのかということが見えるんですね。上の20ミリグラム／リットルのところにラインがあるものだから、20ミリグラム／リットル以下のところが結構あるな、飛び出ているのは少しなんだなというふうに思われなように、3ミリグラム／リットルのところにしっかりとした線を引いていただけたらいいかなと思っています。

それから、16ページもそうですね。場外、S t-11地点のところに線を引いてありますけど、ここも、さっき城さんも気にされていて、S t-11というのはなぜ数字が高いのかというと、これは場内の処理場、水を最終的に処理していて、そこから流しているから数字が高いんですよ。だから、場内から時々流されているというところで、本当は排水なんかしてはいけないんだけど、時々流れ出ているからこのS t-11が数字が高くなっている。だから、ここのグラフはこんな100ミリグラム／リットルになるぐらいのグラフは要らないから、もうちょっとがあつと上まで上げていただいて、3ミリグラムのところに大きく線を引いて。もうちょっとグラフの基準を大きくするとそのS t-11でどれぐらいBODの差、凸凹があるかというのがもうちょっと明確に見えるんじゃないかなと私は思っています。

今まで見にくいグラフをこういうふうに分かりやすいように作っていただいたら、少なくとも基準になるラインをきちんと引いていただいて、それを見ると、あ、3を超えているからこの辺の水は常に異常なんだということが分かるようにしていただけるとありがたいなというふうに思っています。

以上です。

○委員長（宮崎吉弘君） いいですか。課長。

○環境課長（益永 晃君） 御指導ありがとうございます。精いっぱい作ったんですけど、要望を越えられるように頑張りたいと思います。

以上です。

○委員長（宮崎吉弘君） ほか、ありますか。

城委員。

○委員（城 健二君） 25ページ、一番最後のページなんですけど、今、令和6年12月現在の残量で右の端に数値が書いてあるんですが、先ほどこれは目視によるいわゆる測定みたいな感じと言われたんですが、これはまず大丈夫なのかなというのがあるんですけども、目視以外にないんですよね、これを測定する方法というのは。まず一つ。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） そうですね。毎年、受託廃棄物を測量しているわけではないので、以前はそういう量の測量があったかどうかというのはちょっと分かりかねますけれども、視察のときの写真を見たら去年も廃塗料がドラム缶30本ぐらい多分あったんですけども、今回それがもうほとんどなくなっていたというようなところで、あとは、受託廃物の搬出状況からこれぐらい出ているというのは分かっているんで、ドラム缶を見たら実際に今1個ぐらいしかないんで、ほぼ0トンになったというような報告は受けております。

○委員長（宮崎吉弘君） 城委員。

○委員（城 健二君） 廃塗料なんていうのは見ればあとドラム缶1本ぐらいだなというのは目にして分かるんですけど、例えば汚泥があと残りが450トンとかあるという感じになっているんですけど、そういうのを目視で分かるんですか。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） 実際に行かれた方は分かると思うんですけど、鉄の入れ物の容量、中に入る量というのは大体目測でどれぐらいというのはあると思いますので、その辺りの計算はある程度できるんじゃないかなと思います。

○委員長（宮崎吉弘君） 城委員。

○委員（城 健二君） それと、今の汚泥の関係で、10月から12月は係数1.1で0トン、ゼロ立米ということですね。そして、平成18年度からの累計で汚泥は係数1.1の16トンということで、これはあと450トン残っている中でえらいスピードが遅いという感じなんですけど、例えばこれは産興のほうから今年はどれぐらい搬出しましたか、来年度はどれぐらい搬出しますか、そういう目標というのは出されていないんですか。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） その辺りを1回、県のほうに聞いたときがあるんですけども、今年については、ドラム缶の中で、例えば廃油とか、固まってしまえば廃プラになっ

たりとか、捨てなさいねというようなことで口頭での県からの指導は毎行っているというふうには聞いておりますので、あとは、その内容について判断をされるのは産興自身というふうには聞いております。

○委員長（宮崎吉弘君） 城委員。

○委員（城 健二君） ということは、目標というのは別に産興さんとしては出していないというわけですね。指示は受けているけど、それに対して、そうですね、じゃあ今年はこれだけ出しますとか、来年はこれだけ出しますとか、そういう目標は別に出していないということなんですよ、結果的には。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） そうですね。今年についてはドラム缶の撤去が目標だったと思いますので、その分が今全部なくなったというところで、じゃあ次は汚泥や、また次の目標というか、産興さんが計画のシフトを今後はまたされると思いますので、その辺りについても注視してまいりたいと思います。

○委員長（宮崎吉弘君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 関連で。受託廃棄物の件なんですけれども、12月議会の分と比較いたしますと、平成18年度からの累計というところで、廃プラ、木くず、紙くず等の混合廃棄物の搬出量が、県の報告数量にはなると思うんですけども、12月が1万1千……、あ、ごめんなさい、間違えました。汚泥のところは17立米になっているんですけども、今回、15立米に下がってたりします。この辺を整合を含めてちょっと説明していただけたらなと思います。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） 先に申し上げていけばよかったんですけども、資料をサイトブックスのほうでちょっと修正をしておりました。申し訳ございません。紙のほうはちょっとそのままになっておりましたが、サイトブックスにある分について正しい数値になっておりましたので、そちらの分はちょっと差し替えはさせていただきました。事前に言っていればよかったんですけど、デジタル版だけで申し訳ございませんでした。

○委員長（宮崎吉弘君） ほか、ありますか。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 20ページのところで、S-2' と S-3' というのがあるんですけども、これはなぜこういう場所で水質調査がされるようになったのか、経緯をちょっと説明していただきたい。

○委員長（宮崎吉弘君）　しばらく休憩します。

休憩　午後 1 時40分

再開　午後 1 時41分

○委員長（宮崎吉弘君）　休憩前に引き続き会議を再開します。

課長。

○環境課長（益永　晃君）　やはりその辺りは県に聞かないとその経緯がちょっと分からないものですから、ダッシュがついているので支流とか、いろいろあるかもしれませんが、その辺りはちょっと私たちのほうではお答えできませんので、県のほうに事情を聴いてまたお答えをさせていただきたいと思いますので。もう一度、どことどこ言えばよろしいでしょうか。

○委員長（宮崎吉弘君）　辻本委員。

○委員（辻本美恵子君）　20ページ、21ページ、22ページ、23ページまでですね。それぞれにダッシュの箇所が増えているんですよ。だから、県も丁寧に何か調査を始めているのかなという気がするのです。

ちなみに、S－2と3というのは支流ではなくて、これは処分場の中にある排水、あれは何と言うかね、調整池というか、ためている池なんですよ。そこなので、そこで2か所に分けて、あるいはダッシュでどういうふうに分けてやっているのかなというのがちょっと意図が分からないので。

○委員長（宮崎吉弘君）　課長。

○環境課長（益永　晃君）　内容を調べましてまた御返事させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○委員長（宮崎吉弘君）　私からですけども、今、調べて報告をしていただくというのは、いつ頃になりますかね。次の議会ですか。

○環境課長（益永　晃君）　あ、いえ。

○委員長（宮崎吉弘君）　そこまでは行かない。

○環境課長（益永　晃君）　はい、行きません。次回で出しておきたいと思います。

○委員長（宮崎吉弘君）　では、よろしくお願いします。

ほか、ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

入替えのためしばらく休憩します。

休憩 午後 1 時43分

再開 午後 1 時44分

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

担当課が変わりましたので、部長より紹介をしていただいた後に説明をお願いしたいと思います。

部長。

○環境経済部長（平嶋顕治君） 説明員が変わりましたので、紹介させていただきます。

商工観光課長の川口でございます。

○商工観光課長（川口 隆君） 川口です。よろしくお願いいたします。

○環境経済部長（平嶋顕治君） 担当係長の武藤でございます。

○商工観光担当係長（武藤智史君） 武藤です。よろしくお願いします。

○委員長（宮崎吉弘君） よろしくお願いします。

○環境経済部長（平嶋顕治君） それでは、よろしくお願いします。

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、所管事務報告ですね。

令和 6 年度外部評価委員会答申及び検討方針の報告をお願いしたいと思います。

課長。

○商工観光課長（川口 隆君） よろしくお願いいたします。

令和 6 年度外部評価委員会答申及び検討方針の報告についてです。

今年度の外部評価委員会におきまして、商工観光課が令和 5 年度に実施した 3 事業が対象となりましたので、答申結果及び検討方針の御報告をさせていただきます。

資料の 1 ページを御覧ください。

初めに、事務事業名、物産振興補助事業です。

この事業は、市内特産品の開発、販路拡大を図り、地域経済活性化を振興するために設立されたちくしの物産振興会への活動支援事業として、平成 8 年から開始いたしました。評価結果は見直しとなっております。

委員会からの改善要望事項等としての提言は、1 ページから 2 ページにかけての 7 点挙

げられております。

提言内容、検討方針は抜粋して御報告させていただきます。

まず、改善項目 1、物産振興会の会員数増加に向けた取組についてです。商工会に所属するより多くの事業者の参加につながるような会員数増加に向けた取組を検討するよう提言があつています。

次に、改善項目 2、物産振興の情報発信（ホームページ）の改善です。魅力あるホームページへの改善への取組と、関係団体間での情報の連携を図り、それぞれのホームページで市内事業者の商品を一度に紹介できるようなページの作成を検討するよう提言があつています。

次に、改善項目 3、成果指標の見直しについて。成果指標を物産振興会で開発された商品数に見直すよう提言があつております。

2 ページを御覧ください。

改善項目 4、成果状況欄の記載内容変更。成果状況欄の記載内容が指標値の推移にとどまっていることから、事業の成果を分析した内容へ修正するよう提言があつています。

改善項目 5、補助要綱の制定について。本事業で実施している物産振興会への補助については筑紫野市補助金交付規則を根拠としており、個別の補助金交付要綱が整備されていないことから、要綱の整備を行うよう提言があつております。また、団体に対して商品開発や商品の P R に係る活動内容を記載した総会資料の提出を求めるよう提言があつています。

改善項目 6、さらなる物産振興に係る取組について。福岡県商工会連合会、こちらは商工会の親組織になりますが、こちらが商品のブラッシュアップ、販路開拓、プロモーションに有効な「D O C O R E」事業を実施していることから、物産振興会に対して当該事業の活用を促すよう提言があつています。

改善項目 7、3 団体の取組の有機的連携への仕組みづくり。物産振興会、商工会、観光協会のそれぞれの団体の内容にばらつきがあることから、市が有機的に各団体をつなげ調整する等、各団体の連携強化に取り組むよう提言があつております。

次に、3 ページからが検討方針の内容になります。

まず、1、会員増加に向けた取組の検討。会員数増加に向けた取組を検討するよう、物産振興会と協議します。

2、物産振興会のホームページの改善。市内特産品の紹介等で観光協会と連携していけるよう協議します。

3、成果指標の見直し。成果指標の変更について調査研究します。

4、事務事業評価表の記載内容変更。事業成果の分析を踏まえた内容を記載します。

5、補助要綱の制定。物産振興補助金交付要領の整備について検討します。

6、商品開発や商品PRに係る活動内容を記載した総会資料の提出。その活動内容を総会資料に記載するよう働きかけます。

7、「DOCORE」事業の活用。事業の活用について物産振興会に働きかけます。

4ページを御覧ください。

8、3団体の取組の有機的連携への仕組み。必要に応じて連携強化に努めるよう関係団体と協議します。

以上が物産振興補助事業分です。

次に、5ページを御覧ください。

事務事業名、商工振興対策補助事業です。

本市の中小企業者に対する経営安定に向けた経営改善、経営指導、また地域経済活性化などの活動を行う筑紫野市商工会の活動を支援するための補助事業です。評価結果は見直します。

委員会からの改善要望事項としての提言は、5ページから6ページにかけての4点挙げられております。同じく抜粋して報告いたします。

まず、改善項目1、商工会加入率向上に向けた取組についてですが、本事業の成果指標である商工会会員加入率については、さらなる加入率向上が見込まれることから、加入業種の分析を行った上で、引き続き加入率向上に向けた取組を検討するよう提言がっております。

改善項目2、補助要綱の制定について。市の実情に即した交付基準を検討するよう提言がっております。

改善項目3、買援隊の拡充について。商工会の商工振興部会が買物支援として実施している買援隊の規模拡大に向けた協議を検討するよう提言がっております。また、検討する際は、他課等が実施する買物支援事業との機能重複を回避するため、関係課や団体と調整を図るよう提言がっております。

6ページを御覧ください。

改善項目4、3団体の取組の有機的連携への仕組みづくり。各団体の連携強化に取り組むよう提言がっております。

7ページを御覧ください。検討方針です。

1、加入率向上に向けた取組。加入率のさらなる増加に向けた取組について協議、検討します。

2、補助要綱の制定。商工振興対策補助金交付要領の整備について検討します。

3、買援隊の地域拡充に向けた協議。買援隊は、地域の高齢者等の買物弱者対策として市商工会が取り組んでいる事業であり、さらなる規模の拡大は困難な状況と伺ってはおりますが、引き続き協議を行うとともに、福岡県移動スーパー参入促進補助事業等については、必要に応じて関係課等と情報共有してまいります。

4、3団体の取組の有機的連携への仕組み。関係団体と協議をしていきます。

8ページを御覧ください。

事務事業名、観光振興対策補助事業です。

本市の観光振興の中心的な役割を担う筑紫野市観光協会が行う事業への補助を行うものです。評価結果は見直しです。

委員会からの改善要望事項としての提言は、8ページから10ページにかけて9点挙げられております。先ほど同様、抜粋して御報告いたします。

改善項目1、補助要綱の制定についてですが、本事業で実施している観光協会への補助については、筑紫野市補助金交付規則を根拠としており、個別の要綱の整備を行うよう提言がっております。

改善項目2、観光協会への補助金の目的、対象事業等の再検証と見直しについてです。観光協会が実施する事業の規模に応じた適切な補助となるよう検証することの提言と、補助金額の適正化を検討するとともに、補助目的や対象事業を整理し、補助金が有効に活用されるよう改善が求められました。

改善項目3、新たな観光振興につながる取組について。さらなる観光振興や交流人口拡大を図るために、新たな取組を推進する方策を検討するよう提言がっております。

9ページを御覧ください。

改善項目4、観光案内受付内容の分析について。成果指標「観光案内受付件数」の内訳において、案内内容の詳細が不明であるため、案内事業の把握に努めるよう提言がっております。

改善項目5、成果指標の見直しについて。将来的に観光協会が自立した運営ができていくか評価できるよう、成果指標として「自主財源割合」を追加するとともに、当面の目的が活動推進であれば、観光協会の活動量の全体を示すような観光案内所・ホームページアクセス数、観光協会主催事業の参加人数の総計を示す指標を二つ目に設定するよう提言が

っております。

改善項目 6、市の観光分野のホームページの改善。観光情報等の情報発信力強化のため、市ホームページの改善に努めるよう提言がっております。

改善項目 7、観光協会のホームページの改善。観光協会のホームページについては、市の魅力や観光資源、特産品をより効果的かつ網羅的に情報発信できるよう検討するよう提言がっております。また、補助内容として観光協会と市がその目的や成果イメージを共有して進めるよう提言がっております。

10ページを御覧ください。

改善項目 8、観光案内所・市民ホールの見直しについて。観光案内所が自動販売機の裏にあり分かりづらいことから、案内所のレイアウト変更に向けた見直しを検討するとともに、市民ホールの有効活用策を検討するよう提言がっております。前述の提言内容の実施が困難である場合は、デジタルサイネージやネットワーク活用型（オンラインで観光協会につながる等）の案内の設置を検討するよう提言がっております。

改善項目 9、3団体の取組の有機的連携への仕組みづくり。各団体の連携強化に取り組むよう提言がっております。

11ページを御覧ください。検討方針です。

1、補助要綱の制定。観光振興対策補助金交付要領の整備について検討します。

2、補助金の目的、対象業務等の再検証。観光協会が本市の魅力をさらに高め、観光振興及び地域経済の発展に資するために行う事業のうち必要かつ適当と認めるものに要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものと整理し、必要に応じて関係団体と連携を図ります。

3、補助金の目的、対象事業等の見直し。補助金については、今後も支出状況が適切であるか等継続的に確認するとともに、補助目的や対象事業を整理し、補助金が有効に活用されるよう改善に努めます。

4、新たな観光振興につながる取組。観光協会に対し、令和5年度に実施した観光ルート整備事業を活用した取組を行うよう働きかけます。また、補助事業の考え方については、観光協会と今後も協議、検討します。

5、観光案内受付内容の分析。受付内容の「その他」には、市民ホール内にあった店舗についての問合せや両替、記念スタンプの押印等、非常に多岐にわたっていることを確認しておりますが、今後も相談内容の把握に努めてまいります。

6、成果指標の見直し。成果指標として「自主財源割合」及び「観光案内所、ホームペ

ージアアクセス数、観光協会主催事業の参加人数の総計」を設定することについて検討します。

最後に、12ページを御覧ください。

7、情報発信力強化を図る市ホームページの改善。情報発信を強化するため、市ホームページの充実や改善に努めます。

8、観光協会ホームページの改善。観光協会と協議し、魅力あるホームページになるよう検討します。

9、観光案内所・市民ホールの見直し。観光案内所のレイアウト変更に向けた見直しや、観光案内以外の市民ホールの有効活用策について、J R 二日市駅市民ホール管理組合及び観光協会と協議、検討していきます。

10、3団体の取組の有機的連携への仕組み。今後、必要に応じて連携強化に努めるよう関係団体と協議してまいります。

これで3事業についての御報告を終了させていただきます。

○委員長（宮崎吉弘君） ただいま執行部より報告を受けましたが、質疑のある方はありますか。

田中委員。

○委員（田中 允君） 今までどのような形で指導をしてきたのか、ちょっとそこら辺りを説明願います。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○商工観光課長（川口 隆君） こちら3団体とは、なるべく密に、直接お話をする機会を設けて、特に今回の外部評価の答申を受けた内容、それから検討方針につきましても直接お話を差し上げて、改善に向けて協議をさせていただいたところです。

以上です。

○委員長（宮崎吉弘君） ほか、ありますか。

横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 多岐にわたって指摘を受けて、これを対応するためにはヒト、モノ、カネというのが連動してくるんだろうと思うけど、その辺はどう考えていますか。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○商工観光課長（川口 隆君） 今回、非常に多岐にわたる御指摘をいただいております。その指摘いただいた内容につきましては、大きく分けて、私たちが事務的に整理をする部分と、あとは、団体さんのほうに協議をお願いする部分とあります。自分たちが事務的に

行う分はすぐにでも取りかかろうと思っておりますし、あと、団体さんにつきまして、基本的に今のところはできる範囲でやっていただきたいなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長（宮崎吉弘君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 商工観光課は何人体制ですかね。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○商工観光課長（川口 隆君） 私を入れまして6人の職員で業務に当たっております。

○委員長（宮崎吉弘君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） じゃあ、その6人の職員の人たちがそれぞれの分野を担当して、そういう目的を持ってきちっとやっていかないと、ただ指摘されただけで終わってしまつて、これは自分たちでやりましたよという形で終わる可能性を非常に危惧するんだけど、部長はあれやけど、その辺のことを課長はしっかりマネジメントせんと、なかなか、指摘はされたものの、実際これがずっと続いていくわけですから、これは我々の委員会での一つの審査資料という形になってくるので、その辺、しっかり取組をする決意をしっかりとやってくださいよ。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長でいいですか。部長ですか。部長。

○環境経済部長（平嶋顕治君） 横尾委員言われたとおり、指摘を受けたところについては、できるところは全てやるし、時間がかかるところについては3団体と話し合いながらできるだけ前に進めていくように頑張りたいと思いますので、これからも御指導のほどよろしくお願いしたいと思います。

○委員長（宮崎吉弘君） いいですか。

横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 3団体ともちゃんと協議をして、3団体が対応できるようなこともアドバイスしていかないと、こっちが一生懸命やっても、向こうがその気がなければ何もならんわけだから、その辺をうまくやっていってください。

○委員長（宮崎吉弘君） ちょっといいですかね、部長、その前に。

6人担当がおられますと。今、横尾委員は、そこら辺の配分というか、担当をきちっと決めた上で今後どうしていくかということを聞かれたんだらうと思うんですけど、体制のことは今何も触れられなかったなので、そこら辺も含めていいですか。

課長。

○商工観光課長（川口 隆君） 横尾議員に言っていただきましたように、私たち6名ですけれども、それぞれ担当を決め、担当には副担当も決め、基本的には2人で対応するようにはしております。ただし、内容によってはほかの職員が応援に当たって、今整理しなくちゃいけないようなものも今の職員で連携しながらやっていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮崎吉弘君） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、質疑はありませんようですので、打ち切ります。ありがとうございました。

しばらく休憩します。15分から再開したいと思います。

—————・—————・—————
休憩 午後2時05分

再開 午後2時15分
—————・—————・—————

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

報告に入ります前に、職員の方が入れ替わりましたので、まず部長のほうから紹介をしていただいて、始めたいと思います。

部長。

○環境経済部長（平嶋顕治君） お疲れさまでございます。担当職員が入れ替わりましたので、紹介させていただきます。

農政課長の松永でございます。

○農政課長（松永崇臣君） お疲れさまです。農政課の松永です。よろしくお願いいたします。

○環境経済部長（平嶋顕治君） 担当係長の東でございます。

○農林土木担当係長（東 泰弥君） 農政課の東です。よろしくお願いいたします。

○環境経済部長（平嶋顕治君） それでは、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮崎吉弘君） はい、お願いします。

それでは、所管事務調査、森林整備計画について、報告をお願いします。

課長。

○農政課長（松永崇臣君） それでは、所管事務調査、森林整備計画について御説明いたします。

資料の 2 ページのほうを御覧ください。

まず、森林整備計画とは。森林整備計画は、地域森林計画の対象となる民有林が所在する市町村が 5 年ごとに作成する 10 年を 1 期とする計画であり、市町村が森林関連施策の方向や森林所有者等が行う伐採、造林の模範等について定めるもので、長期的な視点に立った森林づくりの構想となります。

現行計画から 5 年が経過し、福岡県地域森林計画が令和 6 年 12 月 26 日に策定されたことに伴い、令和 7 年 4 月 1 日から令和 17 年 3 月 31 日までを計画期間とする森林計画を策定するものでございます。

資料の 3 ページをちょっと御覧ください。

森林の計画の制度についてということで、体系図のほうを添付しております。上のほうから、農林水産大臣が計画いたします全国森林計画というのがございまして、真ん中の段の黒い太枠で囲んでいます、都道府県知事が計画いたします地域森林計画というのがあります。こちらのほうが、先ほど説明しましたとおり、去年の 12 月 26 日に策定されましたので、それに伴いまして、下の赤く囲っています、各市町村が市町村の地域森林整備計画を策定するものとなっております。

2 ページのほうにお戻りください。

2 番目の市町村森林整備計画の主な計画事項についてです。

計画事項としては五つございまして、まず一つ目が、森林の整備に関する基本的な事項、二つ目に、森林の整備に関する事項、三つ目に、森林の保護に関する事項、四つ目に、森林の保健機能の増進に関する事項、五つ目に、その他森林の整備のために必要な事項となっております。

3 番、改定の内容についてですが、改定としては六つございまして、まず一つ目につきましては、福岡県の地域森林計画変更に伴いまして、森林面積、資源量等の更新を行っております。

2 番目に、計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在の追加をしております。

3 番目から 6 番目につきましては文言の追加だけということになっておりまして、三つ目が花粉発生源対策の加速に関する文言追加になります。4 番目が航空レーザー測量等による効率的な森林施業、管理経営の文言の追加となっております。五つ目に、若齢級の初間伐について、列状間伐の文言を追加しております。最後に、6 番目に、森林の土地の保全に関する事項に関わる文言追加ということで、今度策定されます特定盛土規制法等につ

いての記載を追加しております。

4番目に、計画の進捗状況と今後の予定についてですが、まず、福岡県との計画の事前調整というのは昨年の12月20日までに終わっておりまして、今年が明けて1月20日から2月18日の間に公告、縦覧を行っております。3番目に、九州森林管理局への意見聴取の照会ということで、先週の3月7日までに終わっております。今後につきましては、福岡県知事への協議のほうを3月19日までに終わらせまして、最終的に令和7年4月1日に市町村森林整備計画の公表を行います。

参考に、別途で森林整備計画の縦覧した案のほうを添付しておりますので、よろしければお時間があるときにお目通しいただければとお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○委員長（宮崎吉弘君） ただいま報告を受けましたが、質疑のある方はいらっしゃいませんか。

田中委員。

○委員（田中 允君） これ、森林整備計画というのは、保安林とかを指定するやない。保安林やらを指定したら国が整備してくれると。どがん流れになっとんかね。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○農政課長（松永崇臣君） 保安林については、最初に県知事のほうが保安林指定をするんですけども、また県のほうでそういう保安林整備とか事業とかもありますし、逆に市町村がそこで施業等をするときはまた県知事の許可を得て施業するとか、そういった形になってきます。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 個人で持っとる分に関しても、みんな県の予算とかでやってくれるわけですかね。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○農政課長（松永崇臣君） 個人に対しては県が全部やってくれるということではないですね。施業計画を例えば森林組合さんとかにお願いして、森林組合が手続を取ってやっていく形にはなるんですけども、すみません、そこが、補助金を取ろうとすると多分それなりの面積等とか、いろんな採択条件がありますので、そういったのに合致すればできると思います。ただ、個人的にはちょっと難しいかなとは思っています。

○委員長（宮崎吉弘君） ほか、ありませんか。

横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 市内の森林の面積の中で民有林というのは何%ぐらいを占めているんですかね。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○農政課長（松永崇臣君） 民有林の面積ですけども、市の全体の森林面積が4,559ヘクタールあります。そのうち民有林が3,834ヘクタールになりますので――すみません、ちょっとお待ちください。

○委員（横尾秋洋君） いやいや、大体、状況として分かれば。

○農政課長（松永崇臣君） はい。

○委員長（宮崎吉弘君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） これ、整備計画として民有林で間伐とかいろんな形をやっていくということは、民有林というのは個人の資産やから大体自分たちでやらないかんでしょうけど、その辺はやっぱりこういう計画の中で森林を持っている人たちの自覚というか、自分できちっとやらないけませんよというようなことは大体理解してあるのか。どうですかね。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○農政課長（松永崇臣君） 森林所有者が自覚しているかというところなんですけども、なかなか、今回は公告、縦覧も行ったんですけども、特に閲覧に来られる方は一人もいませんでした。恐らく個人さんでこういう森林整備計画があるということを知っている方自体がそんなにいないんじゃないかなと思います。

○委員長（宮崎吉弘君） ほか、ありませんか。

横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） だから、その辺を、個人で森林を持ってある人たちが持つておることの自覚というか、どういうことを気をつけないけませんよ、どういうことをしなきゃいけませんよということをやっぱり何らかの形で行政側のほうから教えてやらないと、そのまんま放置されとって。私もちょっと、原田区の財産組合があって、そこで組合長をしとておるもんやから、かなりの面積があるんですけど、実際、持つておるものの、具体的にどういう管理をしよるか、森林組合に任せっ放しやろうからどうなっとるか分からないというのが実態なんですよね。

○委員長（宮崎吉弘君） いいですか。課長。

○農政課長（松永崇臣君） 今、森林所有者の意向調査というのを順次、区域を決めてしているんですけども、確かにそのアンケートの中で所有者にこの森林をお持ちですよと

いう情報を送りまして、本人さんがこの森林、自分の山だよと自覚している方と自覚していない方と実際いらっしゃいます。相続等でその山を受けたと知らない方、本人もやっばり一、二割ほど実際います。アンケートが返ってきた内容から言えばですね。

あと、森林の管理を今どうしていますかというアンケートもありまして、今現在、自分で管理しているという方とどこかに頼んでいる方というのが1割、2割ぐらいです。残りはほとんど、森林は所有しているけど何も管理していないというのがほぼほぼ返事で帰ってきています。

ですので、意向調査は今から全域にかけて順次ずつと行っていくんですけども、そういった意向調査をしていく中でこの山を持っていたんだというのを改めて本人さんも認識されるところもありますし、今後じゃあどうしていきますかというところで約8割の方がやはり森林組合なり、そういう管理できる場所をお願いしたいという、結果としてはそういった、8割程度がほぼほぼ返ってきております。

○委員長（宮崎吉弘君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 固定資産税あたりが全部入っておるんやろうと思うけど、歴代ずうっと入って、共有名義で回ってくると、税金は本当にやばいから、本当に僅かなもので何千円かぐらいやから、そういうことで、今でも筑紫野市内の森林の中で土地を持っている不在地主とか不明な人とかがかなりおるんじゃないかなという気がちょっとするんだけど、その辺の調査はできているんですかね。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○農政課長（松永崇臣君） 森林所有者の意向調査の中でまずは登記簿を取って、登記簿上の所有者が誰かというのを調べます。登記簿も、横尾議員が言われるとおり、相続登記とかをしていなかったり所有者が変わっていないものが結構ありまして、要は森林なので今現在、課税がかかっているところとかかかっていないところがあるんですけども、税務課のほうにも照会をかけまして、分かる範囲で一応調べてはおります。

ただ、それをしてもやはり所在不明というのがエリア的に見ていって今のところ1割か2割ほどあります。なかなか、やっぱり相続されると今度は、県外の方も最近ちょっと増えてきていまして、住所があるところは郵送で送れるんですけども、送っても返信が戻ってこないパターンと、あと、郵便局でも探せませんと言って宛先不明で返ってくるのがあります。それが合わせて4割ほどあります。

○委員長（宮崎吉弘君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） いやいや、平等寺辺りの保安林というか、産廃を捨てられたらい

かんので平米当たり500円で市が買いますよということで、知らず知らずにその土地は外国人に買われとったとかということが非常に危惧されるので、その辺の管理をきちっとやったりやっておかないとちょっと心配やなというのがありますので。所有者不在のところは仕方ないけど、山が勝手に売られておるとかいう、その辺の状況というのはちゃんとつかんでいますかね。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○農政課長（松永崇臣君） 意向調査をする範囲の中で順次やっていっていますので、全体は今の登記簿上の所有者しか多分我々もちょっと分かっていない状況にはなっています。

あとは、相続を受けたりとか所有者が変わった場合は、農地と一緒に森林法上、所有者の変更届というのを必ず出してもらうようになっていますので、出さないといけないということで相続されたときに司法書士とかから本人さんに言われて出されているというケースは最近増えていますので、今は相続したら必ず登記しないといけないようになっていますので、今からの分についてはその辺は減ってくるのかなとは思っています。

ただ、以前の部分がちょっとなかなか、議員がおっしゃるとおり、所在がつかめないというのがやはり幾つか出てきておりますので、そういったのは最終的にどうしていくのかというのはちょっとまた検討していかないといけないかなとは思っております。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 今さっき保安林とか言いましたが、森林の管理は結局誰がやるんですかね。そして、やっぱり今、横尾議員が言われたけど、私も知っておるところがちょっと競売で、何とか貿易が買うたと書いてあったんですけど、多分チャイナ系だと思うんですけど、そういう把握はどのようにしてあるのかなと思ってね。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○農政課長（松永崇臣君） 一応、森林の管理については、法律上はやはり森林所有者自らがしなさいとなっています。今、森林環境譲与税のほうは6年度から賦課されていますけども、そもそも譲与税の創設された理由というのが、今、田中議員がおっしゃったとおり、本人がなかなか管理できなくて放置されている森林が日本全国で増えているというところがあって、森林というのはやっぱり切って、使って、植えないと循環しませんので、（「うんうん、循環ね」と呼ぶ者あり）そうです。しないといけないので、そういったところで所有者が管理しなさいとはなっていますが、最後は自治体が責任を持ってと法律上はなっています。ですので、今、意向調査しているというのが、そういった背景があって、各自治体が所有者を調べて、アンケートを取ったり、どうしますかというのを全国

的に今行っているというところになります。

あとは、森林の管理を任せたいという方がやはり今、アンケートの中でも8割ほど出てきていますので、そういったアンケートを基に、今後やっていく内容としては、現地を確認して、あと、杉とかヒノキとかの資源になる木というのが本当にどれぐらいあるのかを調べた上で、要は経営計画が立てられるのかというのを検討した上で、最終的に経営計画が立てられれば森林組合とかのほうで計画を立てて、個人さんの山を含めて伐採して管理していくという流れにはなっていくと思います。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員。

○委員（田中 允君） だから、そういう放棄された人もおるわけ。放棄したときは受け取ってくれるわけか、どこかが。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○農政課長（松永崇臣君） アンケートの中でも、今、田中議員がおっしゃるとおり、森林を買ってくれんかという方と、ただでもいいからもらってくれという方と、二通りあります。山神ダムの上とか、そういう水源地というのはやっぱり守らないといけない森林になりますので、そういったところは過去、筑紫野市が買っていたというところはあるんですけども、ここ最近はちょっとそこまで、ずっと買っていないので、あとは、方向性として、そういった方の声が大きいと我々も今後やっぱりちょっと検討していかないといけないのかなというのはあるんですけど、あくまでそこは水源地として守る森林であれば買収は可能なんですけど、あとは、そこら辺が予算とかが関係してきますので、そういったところはまたアンケートを進めながら、どれぐらいの声があるのかというのを把握した上での判断になるかなと思います。

○委員（田中 允君） だから、放棄したとを受け取ってくれようとかいな。

○委員長（宮崎吉弘君） その回答だけいいですか。

○農政課長（松永崇臣君） はい。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○農政課長（松永崇臣君） 今のところは受け取るというのはちょっとまだ方針としてはございません。すみません。

○委員長（宮崎吉弘君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 今年の新年度の施政方針の中で、市が持っている資源として森林を生かしたことを考えたいということがあったのと、たまたまこの森林計画をつくっているのをちょっと目にしたので調査をお願いしたんですけれども、これだけしっかり

した内容でつくってあって、国、県、市のレベルでやってきて、何とか森林を守ろうというところで、私はやっぱり住民の参加によって森林を地域の財産として守っていく。

昔、私、子どもが生まれたときに林野庁のあれに一口50万円のでずっと森林育成のほうに投資をしていたんだけど、最終的に売れたときには30万ぐらいしかなかったんですけども、それでも20年ぐらいですか、自分の持っている山、子どもの名前で持っている木があるというので随分楽しみだったんですね。

そういう意味では、筑紫野市の財産として市民にもうちちょっと呼びかけて、今、ただでもあげるというところ、寄附したいとかいうところを何とか寄附していただいて、反対に寄附してもらったお金でそこを整備して行って、市民の皆さんの名前をつけた木を1本ずつ持ってもらうとか、そういうのにつなげれば市全体で森を守るというものになるのじゃないかなとちょっと思っていたんですけども、この計画の中にも23ページに住民参加による森林の整備に関する事項というのがちゃんと書いてあるので、こういう方向に動いていけばいいのかなと。今のところ寄附したいと言われても受け取るわけではないと言われたけれども、やっぱり何らか手段をね。もう一つの市に対する寄附も、一方でお金として入ってきている部分もあるので、それを活用しながら寄附していただいた土地を何とか市のものとして守っていくとか、そういう仕組みができていけばいいのかなと思っているので、ちょっとその辺は検討していただけたらいいのかなと思います。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○農政課長（松永崇臣君） 貴重な御意見をありがとうございます。ほかの自治体でも同じような問題はやっぱり多々上がっているようです。本市に限らず、やはり今、森林所有者の方がなかなか管理できていないというところはどこも同じような状況ですので、今言われた、寄附してでも、ただでもあげたいという方もいらっしゃいますので、そういったところは今後どう検討していくかを含めて、ほかの自治体もやっぱり同じような意見は返ってきているということで聞いてはおりますので、方針というのを、どういった方向でしていくかというところもちょっと検討していきたいなとは思っております。

○委員長（宮崎吉弘君） 副委員長。

○副委員長（段下季一郎君） この計画は、ちょっと詳細までは見ていないんですけども、見ていたところ、早生樹というか、早く育つ木が最近開発されているような、新しい杉とか、そういったものの記載が自分が見た限りではちょっと見当たらなかったんですけど、花粉が少ないのは今でもよく聞くとところなんですけど、品種も含めてそういうのに転換していくとか、何かそういうのを考えてあったりするんでしょうか、この計画で。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○農政課長（松永崇臣君） 森林整備計画これ自体が、市独自というよりも、県の森林整備計画の変更に伴って各自治体、はっきり言ってこれ、基本的な事項というのは県内、全国ほぼ一緒になっています。

今、いろんな品種改良もあって、杉の木でも、やっぱり花粉は社会問題になっていますので、新しく造林する杉の木については花粉発生源の少ない、花粉が少なくなるような苗木のほうを植えていくという形で今進んでいます。ほかの品種に関しても、その辺りはちょっと県のほうとしてまだそういう方針がなかなか出ていないところもありますので、県のほうでもまたそういう方針が出てくれば、本市もそれに合わせてしていくような形にはなっていくとは思いますが。

○委員長（宮崎吉弘君） ほか、いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、質疑も終わりましたので、打ち切ります。ありがとうございました。

しばらく休憩します。担当入替えですのでこのままでお願いします。

————— ・ ————— ・ —————
休憩 午後 2 時38分

再開 午後 2 時39分
————— ・ ————— ・ —————

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

まず、部署が変わりましたので、職員の紹介をしていただいて、その後に報告を受けたと思います。

部長。

○建設部長（野田清仁君） 皆さん、こんにちは。建設部長を仰せつかっております野田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

建設環境常任委員会の皆様方には、日頃から御理解、御協力を賜りましてありがとうございます。

本日、所管事務調査 1 件、所管事務報告 5 件の審査をお願いすることになります。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、都市計画課職員が参っておりますので、自己紹介をさせていただきます。

○都市計画課長（鶴川和宜君） 都市計画課で課長をしております鶴川と申します。よろ

しくお願いいたします。

○計画担当係長（堀尾圭吾君） 同じく都市計画課計画担当の係長をしています堀尾と申します。よろしくお願いいたします。

○開発担当係長（三浦 隆君） 同じく開発担当係長をしています三浦といいます。よろしくお願いいたします。

○建設部長（野田清仁君） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、所管事務報告、第二次筑紫野市都市計画マスタープラン中間見直しの進捗について、報告をお願いします。

課長。

○都市計画課長（鶴川和宜君） それでは、第二次筑紫野市都市計画マスタープラン中間見直しの進捗について御説明いたします。

表紙の次のページとなりますが、「中間見直しの進捗について」と書いております資料を御覧ください。

資料の上段からとなりますが、都市計画マスタープランの見直しにつきましては、令和5年度から令和7年度の3年間で見直し作業を進めているところでございます。

その上で、令和5年度につきましては、その下の黒枠部分となりますが、主なものとして市民アンケートを実施いたしました。その結果につきましては既に御報告をさせてもらっておりますので内容を絞って記載をさせていただいておりますが、御覧のとおり、道路や交通に関する御意見を多くいただいていたところでございます。

次に、その下の赤枠部分となりますが、令和6年度の動きでございます。昨年の10月から11月にかけて地域別懇談会を開催いたしました。七つ全てのコミュニティで開催をしております、その中で出された御意見の主な項目をまとめさせていただいております。例えば二日市地域では、防災に関すること、特に治水対策について、交通に関すること、特に道路整備や駅周辺の整備について、ほかには旧庁舎やJ T跡地に関することや、商店街、温泉街の活性化に関する御意見が多くあったところです。ほかの地域につきましても、御覧いただけますように、共通して防災や交通に関する項目での御意見が多くあっているところでございます。

次に、その下のマスタープラン策定会議についてでございます。この会議は計画案を作成するために意見を交換し内容を検討する会議でございますが、那珂県土整備事務所をはじめとする関係行政機関や観光協会、商工会、広域森林組合などの市内の関係団体から推薦を受けた方など、13名で構成された会議を立ち上げております。そして現在、その右側

の全体構想案の作成に取りかかっておりまして、上位計画との整合を図りながら、これまで行ってまいりました市民アンケートや地域別懇談会、そして策定会議で出された御意見を踏まえて見直し作業を進めているところでございます。

そして、資料の右側、青枠の部分となりますが、令和7年度は大きく四つの動きを取りたいと考えております。

一つ目がマスタープランの策定会議でございます。先ほども申し上げましたが、この策定会議の中で案を検討していただいております。令和7年度は主に地域別構想を検討いただく予定としております。おおむね3回から4回の開催を予定しており、その議論を踏まえまして、その下の地域別構想案を作成したいと考えております。

そして、3つ目のパブリックコメントでございます。見直し案の全体が整いましたら、本年11月から12月頃にパブリックコメントを実施したいと考えております。

そして、4つ目の都市計画審議会でございますが、諮問機関である都市計画審議会には節目節目で御意見をいただきたいと考えており、最終的には、一番下の部分になりますけれども、令和8年1月から2月頃に諮問、答申をいただきたいと考えているところでございます。

説明につきましては、以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） お尋ねなんですけど、地域別懇談会で出されている意見の中で、これはあくまでも地元の意見ということで、山口と筑紫と筑紫南に調整区域の土地利用というのがあるんですね。これは確かに、山口なんかもインターから出てきた新しく造られた道路の周辺はやはり土地利用が進むとか、あと、筑紫も永岡辺りの問題が、土地利用したいけれども調整区域のままでできないという意見をたくさんいただくんですね。筑紫南、特に原田の辺りなんですけれども、線路から向こうの調整区域について、線路からこっちはかなり都市化しているので、必要性から言えば線路を越えたところも都市化をしてもいいんじゃないかなというお声をよくいただくんですが、これはあくまでも都市計画マスタープランで調整区域の問題ではないような気もせんではないんですけれども、こんなふうに地元からいただいた意見を受けて、調整区域をも勘案しながら新たな都市計画いうことを考えるのであれば、マスタープランの中に少しずつは計画化されていくようなことがあるんじゃないかな。

課長。

○都市計画課長（鶴川和宜君） 今、市街化調整区域についての御質問でございましたのでそこに絞ってお話しさせていただきたいと思うんですが、市街化調整区域は文字どおり市街化を調整する区域ではありますが、都市計画マスタープランの中で計画的な土地利用を推進する区域、エリアを定めている部分もございます。そういう区域であれば別途、地区計画を定めて、開発とか区画整理の手法を使ってまちをつくるという作業が必要になりますけれども、そういうことができる、そのスタート地点に立つのにこの都市計画マスタープランでの位置づけというところが必要になってくるというのがありますので、地元のほうからは、委員先ほどおっしゃっていただきましたように、いろんな道路ができたり、土地利用したいんだというお話がありますので、都市マスの中で位置づけをしてほしいんだという御意見を多数いただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員。

○委員（田中 允君） だから、要するに地区計画とかプランを持ってから来なさいよということですかね。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○都市計画課長（鶴川和宜君） 地区計画のプランを持ってこないと話を聞かないということではありません。全体的なまちづくりの中で、ここは計画的に土地利用してもいいかなというエリアであれば、まずその下地が必要だということです。位置づけたからには具体的に進めていかないかんというのがありますので、やっぱり地域の盛り上がりとか、そこら辺は少なくとも必要になってくるし、その先には、今委員おっしゃられた、こういうふうな土地利用をしていくんだ、地区計画はこういうふうに定めていくんだというところを協議をしながらつくっていくという形になります。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） ほか、ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、質疑が終わりましたので、質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

続いて、所管事務調査、これは、集合住宅（マンション）の建設について、説明をお願いしたいと思います。

課長。

○都市計画課長（鶴川和宜君） それでは、集合住宅の建設について御説明をいたします。

表紙の次のページとなりますが、「集合住宅（マンション）の建設について」と書いております資料を御覧ください。

資料の左側の青枠の部分でございますが、委員会からお尋ねがありましたマンション建設に伴う課題を記載をさせていただいております。そして、その関係法令がどのようなになっているのかにつきまして、それぞれ右側に記載をしております。

まず、一番上の急激な人口増対策についてでございますが、主な関係法令の欄には関係法令、条例等の対象外ということで記載をさせていただいております。

確かに人口増対策に関する直接的な法令というのはありませんが、その下に記載しているような個々の課題に対してはおおむね対応しているところでございます。その下の高さの制限部分を御覧いただきますと、高さにつきましては建築基準法に規定がございます。また、これ以外の課題につきましても、御覧いただけますように、そのほとんどが建築基準法や筑紫野市開発行為等整備要綱などに規定をされておまして、これらの法令等に基づき指導や協議を行っているところでございます。

その上で、上から4番目ののぞき見等の対策や、下から3番目の防犯カメラや宅配ボックスの設置につきましては、先ほどと同様に関係法令、条例等の対象外となっておりますが、周辺住民や地元の区長さんなどからこのような御意見が出れば、市としましては地元意見をできる限り計画に盛り込んでもらうよう、事業主に対してお願いをしているところでございます。

それでは、関係法令について、一番上の建築基準法から順に、赤字部分を中心にポイントを絞って御説明をさせていただきます。

まず、建築基準法の第42条第2項でございます。ここには道路の定義が書かれておまして、要約しますと、幅員4メートル未満の道の場合、道路の中心線から水平距離2メートルの線をその道路の境界線とみなすとなっております。

次に、第55条の第1項では建築物の高さの限度が書かれておりますが、要約しますと、第一種低層住居専用地域や第二種低層住居専用地域における建築物の高さは10メートルまたは12メートルとなっておりますが、本市においては10メートルとしているところでございます。

次に、上から三つ目の枠の筑紫野市緑化の推進等に関する条例でございます。その第6条には開発行為における協議などについて記載をしておりますが、緑化の推進及び緑地の保全について市と協議しなければならないとしております。

そして次に、その下の筑紫野市開発行為等整備要綱でございます。第5条では開発行為等の事前説明について規定をしておりますが、要約しますと、区長並びに利害関係者及び近隣住民に説明を行うこと、施行区域面積が3,000平米以上の開発行為は説明会を開催することとしております。

そして、その下の筑紫野市開発行為等整備要綱の施行細則でございます。

第8条に道路に関する基準を規定しておりまして、施行区域の面積が1,000平米未満のものにあつては道路の幅員を5メートル以上とし、その他のものにあつては6メートル以上としております。

次の第10条では公園及び緑地に関する基準を書いておりますが、施行区域面積の3%を基準として、公園または緑地もしくは広場を整備するとしております。

次の第13条では駐車施設に関する基準を書いておりますが、基準としては、2戸当たり1台は必要ですよ、ただし商業地域または近隣商業地域にあつては3戸当たり1台は必要ですとしているところです。

そして、次の第19条では電波受信障害の防止について記載しており、あらかじめ調査をして適切な措置を講じてくださいとしているところでございます。

最後に、記載はしておりませんが、これらの課題に限らずですけれども、建設に伴う対策については、直接事業者さんに言ってもらってももちろん大丈夫なんですけれども、都市計画課に言っていただければ、その内容を事業者に伝え、指導やお願いをすることはできますので、何かあれば御連絡いただきたいなと思っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君）　ただいま執行部より説明を受けました。質問がある方。

前田議員。

○委員（前田倫宏君）　分かりやすい資料をありがとうございます。

まず、筑紫野市開発行為等整備要綱施行細則について、第13条からちょっとお伺いしたいんですけども、マンション、集合住宅において、今、2戸当たり1台として算定されているかと思っておりますけれども、石崎、針摺、湯町等、今、マンションの建設が立て続けに続いているんですけども、そうなった場合、要は近隣の駐車場も埋まってしまうんじゃないかというような御意見も伺っております。今、一家だと筑紫野市だと大体2台持たれている方等もいらっしゃるれば、駐車場に関してはこの細則の見直し等も時代とともに必要なんじゃないかなというものがまず1点。

あと、その上の筑紫野市開発行為等整備要綱の中で施行区域面積が3,000平米以上の開

発行は説明会を開催するということをございますけれども、今、どちらかといったらマンションは大規模の3,000平米を超えるような開発というよりもこれ以下の開発が目立ってきているのかなと思います。そうした中で、地域によって、区長さんなりとの関係の中で地域住民の方がマンションが建つことすら知らなかったとかというふうな声も上がっているという実情があるかと思います。そういったところの見直しも適宜必要なんじゃないかなと思うんですけど、まず、この2点をお伺いしてもよろしいでしょうか。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○都市計画課長（鶴川和宜君） 今、委員のほうから、今は大体一家に2台ですよとか、最近建っているマンションはちょっとそこまで敷地が大きいんじゃないかというお話でございました。確かにそのとおりかなと思っているところです。

最近完成したいわゆる大型のマンションの事例でいきますと、駐車場の台数についてはおおむね住戸数と同じかそれに近い駐車場を確保してもらっているところが多いかなというところはあるんですけども、面積については、委員仰せのとおり、3,000平米以内で建っているというところが多うございますので、今、要綱自体が、大幅な改正をしてから十数年経っている状況でありますので、そろそろ見直しの時期になってきているのかなと思っておりますので、今お話しいただいた駐車場とか説明会のやり方とかは、他市の状況や基準とかをまずは調査をさせていただきたいなと思っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） ほか、ありますか。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） この説明会なんですけど、例えば産廃のだったら何キロ範囲にある者を対象にするとかいうことが大体決まっているんですけど、この説明会を開催するのにどこまでが関係者なのかというのはきちんと定まっていないうな気がして、いや、知らなかったというのが結局多い。いや、そんな説明会があったのを知らなかったと言われると、いや、あったんですよと言っても、じゃあその説明会があるということについて誰が教えてくれるの、事業者のほうにどこまでにお知らせしないといけないですよというふうに指導があるんですかというふうに言われるともう答えられないというのが現実なんです。その辺の決まりというか、説明会は誰に対して、どの範囲まで説明すればよいと考えてこの要綱とかができていっているのかなというのがあるんですけど。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○都市計画課長（鶴川和宜君） まず、説明会の範囲についての御質問がありましたけれ

ども、説明会はどの範囲までしなくてはいけないという法令上の決まりというのはありません。その上でですけれども、今、市の整備要綱の中で、確かに法令上の制限はないものの、要綱なのでお願いという形にはなりますけれども、少なくとも開発区域が接しているぐり、隣接者は必ずしてくださいねというのがまずあります。それと、高さが10メートル以上の中高層の建物の場合になりますけれども、高さの1.5倍の範囲内は説明をしてくださいねということをお願いをしているという状況でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 城委員。

○委員（城 健二君） 課題ののぞき見の対策ということで、これは関係法令の対象外ということになっているんですが、例えば軽犯罪法ではのぞき見をしてはいけませんよという法律があるんですね。そしてプラス、あと、敷地内の中に入れば住居侵入ということで、いわゆるこれも刑法犯の130か何か、その辺でたしかあったと思うんですけど、こういう関係法令というのはあるんですけど、これは対象外になるということですか、こういうときは。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○都市計画課長（鶴川和宜君） これはあくまで建築に関する関係法令になりますので、建築をするに当たっての規制のほうになります。今、刑法の分でお話いただきましたけれども、それはその行為の分になるので、今回は、マンション建設に当たっての関係法令等を記載させていただいているというところでございます。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） これは御意見として市民からも伺っていたものではございますけれども、大分前だと区長さんがやっぱり率先して日照権の問題、例えばマンションが建つとなったら、施工会社にその影響する範囲を地図でつけて示してほしいとかいう中で要望をしっかりとされてあったり、あと、駐車場不足、緑化、景観もそうですね。また防犯カメラの設置をお願いしたいとかというの也被されていたというふうな御意見も伺っています。

これは行政区がそれぞれまたがっていまして、今、それぞれの区長さんの裁量、自治会の考え等にもよってマンション建設が進んでいるかと思うんですけども、市として全体的に見たときに、やっぱり市街地を形成していく中でより住みやすいようなまちに努めるということを考えれば、こういった様々な要件というもののマニュアルというか、そういったものも必要じゃないかなというふうにも思っているところではあるんですけども、そのルール化とかまではいかないですけども、事業者に対して代弁して交渉はしてくださ

るということなんですけど、確認事項として、細かいところも含めて何かお示ししていただけたらなというふうには思うんですけど、今、現状はどうですかね。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○都市計画課長（鶴川和宜君） まず、現状のところのお話からさせていただこうかなと思うんですけども、行政区によって対応が違うというお話は私もちょっと耳にするところではありますけれども、やはり地域によって事情というのが様々でございますので、地域の事情を一番御存じである区長さんと相談しながら、例えば説明会のやり方とかというのを決めているというのが今の現状でございますので、今、統一的にルール化してみてもいいところでのお話しをいただきましたけれども、なかなか、統一するというところまではちょっと難しいのかなというのが今考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 最後になります。

1 番目の急激な人口増対策についてでございますけれども、今皆さん関心があるのがやっぱり J T 跡地の今後の開発等によるもので、マンション建設も懸念されているというところであります。そうした中で、土地の用途というものは事業者さんにも活用の方針が示されていくのかなと思うんですけども、今後、道路の整備等が関わった場合、地区計画の見直しでありますとか、そういった中で行政とどう協議なされていくのかというのをぜひ教えていただけたらと思います。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○都市計画課長（鶴川和宜君） J T 跡地の件での御質問でございますが、今御存じ、J T 跡地につきましては、民間での土地取引が進められているというような段階でございますので売却先も決まっていないという状況ではございますが、今、仮にという話でマンション業者が購入した場合のお話かなと思いますけれども、通常は開発行為に該当してくるかなと思いますので、ここに挙げているような都市計画法であつたり開発行為等整備要綱に基づいて協議をしていくということになるんじゃないかなと考えております。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） では、質疑はよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

しばらく休憩をしたいと思います。課も入れ替わりますので、再開を 3 時 15 分からです。

よろしくお願いします。

休憩 午後 3 時07分

再開 午後 3 時15分

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

所管事務報告ということで、空き家の状況ですね。

担当が変わりましたので、部長から紹介をしていただいた後に説明をお願いします。

部長。

○建設部長（野田清仁君） 続きまして、所管が変わります。建築課職員が参っておりますので自己紹介をさせていただきます。

○建築課長（永利啓次君） 建築課長、永利です。よろしくお願いします。

○空家対策・建築計画担当係長（山本裕介君） 空家対策・建築計画担当係長の山本です。よろしくお願いします。

○空家対策・建築計画担当主任（池田省吾君） 空家対策・建築計画担当の池田です。よろしくお願いします。

○建設部長（野田清仁君） どうぞよろしくお願いします。

○委員長（宮崎吉弘君） お願いします。

それでは、課長。

○建築課長（永利啓次君） お疲れさまです。

空き家の調査の結果を報告させていただきたいと思います。資料は行政区別空き家件数の表を提出させていただいております。

令和6年の8月から9月にかけて空き家の現地調査を行っております。調査方法は、令和5年度の調査で把握した空き家の件数が496件ございましたけど、それと、その後、通報があつて空き家情報として把握している分、それと、下水道が未接続で井戸の水を使用されていた住宅がありましたので、それとあと、くみ取り式を利用されていた住宅、その情報から空き家とおぼしき110件を加えた606件を対象に現地で調査をしております。その結果、令和6年度に空き家と確認できたのが総数で450件でございました。

地域ごとの空き家の詳細につきましては、表のとおり集計しております。表の見方を簡単に説明しますと、中央の列が令和5年度、その隣が6年度の調査結果を記載しております。その右側に、調査結果の単純な差引きの件数を記載しております。右端にある増減の

列は、令和5年度から令和6年度にかけて増えた空き家と減った空き家をそれぞれ分けた件数を記載しています。例えば2番目の杉塚は空き家が単純に5件減少しただけでございますが、17番目、京町につきましては、これで見ると1件増えて2件減った、トータルで1減というふうな形になっております。

本市における空き家の件数は、2枚目の一番下になりますけど、令和5年度と令和6年度で比較すると496件から450件になって単純に46件減っておりますけど、1年間で増えたのが33件、減ったのが79件となっております。本市が一番多く空き家を確認した平成30年のときに651件ございましたけど、それに比べると201件減少したことになります。今後とも空き家の減少と、空き家を適正に管理してもらえるように啓発に努めてまいりたいと思っております。

以上、説明終わります。

○委員長（宮崎吉弘君） 相当な御苦労があつてこの数というのは相当数減っている。まして増えていく時代にあつて減らしているというのはすごく関係者の皆さんの努力じゃないかなと思います。

質疑のある方はありますか。

城委員。

○委員（城 健二君） 今言われたように、本当、努力によってかなりの数が減っているというのは全体的に見て分かります。ただ、私、御笠に住んでいて、御笠は本当にあんまり空き家が減っていないなという状況を思っているんですよ。そして、山家なんかを見ると逆に増えているという状況なんですけど、やっぱりこれは何かの要因があると思うんですね。あっちの特にゴルフ場団地とか、あの辺というのは昔の建物であつて、道路は細くて、結局ちょっと山の上にあるような感じなので、住んでいる人たちは最初の若い頃はよかったかもしれないけど、年取つてあそこに住むとなると、下にダイレックスがあるから買物には便利かもしれないですけど、そういう面で非常に不便になっているんだろうなという気はしていますが、何かやっぱり特別な要因というのがあるんですかね、御笠とか山家なんかは。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○建築課長（永利啓次君） 御笠については、家を売るという方が少ないですね。空き家を持ってある方にアンケートを取ると、何かに活用したいと思つてある方とか、あと、今自分が外に出て、戻ってきたいと思つてある方とか。売買をされるということであれば多分なくなると思います。実情を見ると御笠地域も売るといふ家が出れば大体売れておりま

すので、持ち主の方がどうしたいかという状況がほかの地域と違うんじゃないかと思います。

○委員長（宮崎吉弘君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） そういう理由やったら、逆に空き家ということを外して。やっぱり所有者がおって行く行くは帰ってきたいということやから、丸々の空き家じゃないかと、そう感じるんやけど。

それと、そういう人は固定資産税とかをきちっと払ってあると思うんやけど、所在が不明で全く税が入ってこないとかいうのはこの450件の中にはあるんですか。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○建築課長（永利啓次君） 今のところ、税務課と話す中では所在不明な空き家というのは、一応のところは全部通知を出していると聞いています。で、返ってこないのが——ちょっと待ってもらっていいですか。

○委員長（宮崎吉弘君） しばらく休憩します。

休憩 午後 3 時22分

再開 午後 3 時22分

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

課長。

○建築課長（永利啓次君） 通知を出して戻ってきていないのが20件ほどあるそうです。相続の方がいらっしゃらないというのが分かっているのが1件ございますので、来年、それを相続財産清算人制度に基づいて処分をする予定で今、建築課のほうで動いています。残りの19件については税務課のほうで確認をしているということを聞いております。

以上です。

○委員長（宮崎吉弘君） ほか、ありますか。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 以前頂いた資料で、空き家の分類というか、全く、ちょっと手を入れたら貸せそうな家がどれぐらいとか、さっきお話があった、今は要するに住んでいないけれどもいずれ戻ってくるつもりというのは、その人はそのつもりだからその家をきれいに管理はされていると思うんですね。そういうふうな分類の仕方、もうどうしようもないから廃屋のような状態になっているのがどれぐらいみたいな、そういう表を頂い

たことがあるように思うんですけども、今、この450がどういう状態のものがあるのか。

だから、よくほかに活用できないか、例えば子ども食堂とか、集まるのに活用できないか、ほかの課で利用できないかという意見があるので、そういう家とかを若い人に来てもらうのにちょっとリフォームして安く使っていただくとか、そういうふうなものに使えないのかどうかというのがここの表からではちょっと判断できないんですけど、何か……。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○建築課長（永利啓次君） すみません、別に用意しておりますので、後で。ちょっと今回は件数だけを御報告させていただきましたので、この議会が終われば表をまたお配りしたいと思いますけど、今、450件把握しておりますけど、非常に倒壊のおそれがあるとか、あと、木が覆いかぶってきて人が住めないような空き家は今時点では15件を確認しております。あと、そのまま使えそうなのが104件あって、ちょっと手を加えれば使えそうなのが272件ということで、376件は大体普通に転売されてもすぐ売れるんじゃないかというふうに把握しています。すごく壊れてはせんけど、ちょっと手を加えないとこれは住めないなというのは今、59件というふうな判断をしているところです。

○委員長（宮崎吉弘君） よろしいですか。

前田委員。

○委員（前田倫宏君） 関連してなんですけど、これは毎回聞いているんですけども、要は、調整区域の部分に関しては通常、二日市であってもなかなか売れないんじゃないかと思うんですけども、もし新たにまたいろんな情報を追記するのであれば、その内訳の中で調整区域が何件というのをも併せて分かればありがたいなと思います。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○建築課長（永利啓次君） なら、今言いました状態が分かる資料と、調整区域と市街化区域で分けた分について、ちょっとまた後でお配りさせていただきたいと思います。

○委員長（宮崎吉弘君） これはレターケースでいいですかね。

○建築課長（永利啓次君） レターケースですね。

○委員長（宮崎吉弘君） はい。じゃあお願いしておきます。

ほか、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、質疑ありませんので、質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

部署交代でしばらく休憩します。

—————・—————・—————
休憩 午後 3 時26分

再開 午後 3 時28分
—————・—————・—————

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

次は、所管事務報告、公園施設長寿命化促進事業について、職員の紹介をしていただいで、報告をお願いします。

部長。

○建設部長（野田清仁君） 続きまして、所管が変わります。管理保全課職員が参っておりますので、自己紹介をさせていただきます。

○管理保全課長（菊武秀明君） お疲れさまでございます。管理保全課長の菊武でございます。よろしくお願いします。

○公園担当係長（原田裕介君） 管理保全課公園担当係長の原田です。よろしくお願いします。

○建設部長（野田清仁君） どうぞよろしくお願いします。

○委員長（宮崎吉弘君） では、課長。

○管理保全課長（菊武秀明君） 公園施設長寿命化促進事業につきまして、今年度より着手していますので御報告を申し上げます。

資料の 1 ページを御覧ください。

公園の安全性の確保や公園施設の長寿命化を行うため、また施設の更新に国庫補助金を活用するため、公園施設長寿命化計画を策定いたしました。筑紫野市公共施設等総合管理計画の下に位置づけるもので、計画期間は令和 7 年度から令和16年度までの10年間で、市内公園216か所のうち108公園を対象とした計画を策定いたしました。本計画は国交省が取りまとめた公園施設長寿命化計画策定指針に基づき作成したものでございます。

2 ページ目を御覧ください。

対象とした公園は、総合公園、天拝公園、上原田公園、筑紫野南公園や六つの近隣公園と、街区公園のうち面積が1,000平方メートル以上の公園、それに、面積は該当しませんが、遊具が設置されている街区公園で補助金が活用できる公園を対象公園として、108公園を選定しております。

次に、公園施設の劣化状況についてですが、予防保全型管理施設と事後保全型管理施設に分けて表記をしております。予防保全型管理は劣化や損傷を未然に防止しながら長もち

させる施設で、定期点検を行いながら計画的に補修や更新を行う施設です。事後保全型管理は、劣化や損傷、異常が確認された段階で求められる機能が確保できないと判断された時点で撤去や更新を行う施設でございます。本市ではこれまで全ての公園施設を事後保全型管理として行っておりましたが、本計画では、あずまやなど大きな公園施設や遊具など合計1,169施設を予防保全型管理に位置づけて計画的な補修更新を行っていくことといたしました。

それぞれの劣化状況は表のとおりでございますが、AからDまでの判定内容は、A判定は全体的に健全である、B判定は全体的に健全だが部分的に劣化が進行しており定期的な観察が必要なもの、C判定は全体的に劣化が進行しており部分的な補修や更新が必要なものでございます。D判定は全体的に顕著な劣化があり重大事故につながるおそれがあるため、使用禁止あるいは緊急的な補修もしくは更新が必要とされるものでございます。

続きまして、3ページ目を御覧ください。

先ほどの予防保全型管理と事後保全型管理の管理方針のイメージを説明したものでございます。

予防保全型管理とした施設につきまして、計画的な補修をすることによって、使用見込み期間を延ばして延命化することによってライフサイクルコストを削減し、また計画的な補修や更新により費用の平準化を実現していくものでございます。

次に、使用見込み期間の設定と補助金の活用についてですが、従来の事後保全型管理から予防保全型管理に転換することによって、使用見込み期間を指針に基づき1.2倍と設定しております。また、計画を設定したことで防災・安全交付金を活用できるようになります。今後は、補助金を活用しながら計画的な維持管理、長寿命化対策を行い、安全性確保と機能保全を図ってまいります。

以上で報告を終わります。

○委員長（宮崎吉弘君）　ただいま執行部より説明を受けましたが、質疑のある方はありますか。

横尾委員。

○委員（横尾秋洋君）　筑紫野南公園というのは公民館の横の公園のことを指すんですね。

○委員長（宮崎吉弘君）　課長。

○管理保全課長（菊武秀明君）　美しが丘南公民館の道路を挟んだ向かい側ですね。

○委員（横尾秋洋君）　ちょっと高台の。

○管理保全課長（菊武秀明君） はい。

○委員長（宮崎吉弘君） ほか、ありますか。いいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） そうしたら、質疑を打ち切ります。

続きまして、所管事務報告、総総合公園遊具等更新事業について、説明をお願いしたいと思います。

課長。

○管理保全課長（菊武秀明君） 総合公園遊具等更新事業につきまして、御報告を申し上げます。

資料の１ページ目を御覧ください。

総合公園の「天拝の船」は公園施設長寿命化計画で劣化判定のＣということで、更新が望ましいと判定をされております。この結果を受けまして利用アンケート調査を実施いたしまして、アンケート調査では９割を超える方から更新もしくは修繕での天拝の船の存続を望む声が寄せられております。更新と修繕の両面から検討を行い、来年度、天拝の船を更新することを計画させていただいております。

まず、天拝の船の現状についてでございますが、経年劣化による木部等の損傷が多く見られております。また、基礎の露出や挟み込みのおそれのある隙間、通路に設置されている突起物など、現在の安全基準に適合しないというような状況になっております。また、開園時に多くあった遊具が故障等で撤去され、安全基準や構造等により再設置が難しい状況となっているところです。さらに、この天拝の船は１０歳以上が対象の遊具となっておりまして、小さなお子様の場合には保護者と一緒に遊ぶ施設となっております。よりまして、今、全ての小さい方が保護者の方の管理下で遊ぶような状況の遊具となっているということでございます。

次のページをお願いいたします。

更新を選択した経緯でございますが、修繕の課題といたしまして、現在の安全基準に完全に適合させることが非常に難しい状況です。天拝の船に新たな遊具を設置や、もともとあった遊具を再設置、また対象年齢を下げるようなスロープ等の改修をすることが非常に難しい構造となっておりまして、修繕となると極めて限定的になるということでございます。修繕を行う際に使用する部材は、現在の骨組みに合わせるため加工しやすい木材を使うこととなりますので腐食しやすく、またメンテナンスが多く必要な遊具となってしまいます。

それと、②の耐用年数についてでございます。天拝の船は完成して約25年が経過しております。公園施設長寿命化計画の策定の中で耐用年数（処分制限期間）につきましては15年というところでされております。今の段階でも耐用年数を10年を超えている状況でございます。

更新費用の財源につきまして、天拝の船の更新費用は、本年度、公園施設長寿命化計画を策定したことで国庫補助の対象となります。修繕費用は補助対象外となりますので、更新のほうが一般財源の縮減ができる見込みとなっております。

更新する船の基本方針につきましては、現在の天拝の船を引き継ぎ、天拝湖を一望できる総合公園のシンボルとなる船形の遊具とする予定です。市民の誰もがそれぞれの年齢で特性に応じて楽しみ方を見つけられる工夫を凝らした遊具としたいと考えております。また、子どもの成長を促すようなアスレチック性の高い遊具も設置したいと考えています。また、安全基準に適合し、落下やその他構造上の危険等がない遊具とします。あわせて、劣化しにくい部材を使用し、点検や修繕がしやすい遊具としたいと考えております。また、採用に当たっては、アンケート結果など、子どもたちの意見が反映された夢のある遊具としたいと考えているところでございます。

続いて事業の進め方についてでございます。

先ほど申しました基本方針を踏まえた企画提案を豊富な経験と高い専門知識を持ち、総合的な企画力及び技術力を有する業者から提出していただき、最も優れた業者と契約する公募型プロポーザル方式を採用する予定でございます。

予定のスケジュールは表のとおりでございまして、来年度中に竣工を目指すものでございます。

更新後の遊具は、公園施設長寿命化計画に基づき、適切な時期に補修を行い、長く愛される筑紫野市の総合公園のシンボリックな遊具としたいと考えているところです。

以上で報告終わります。

○委員長（宮崎吉弘君）　ただいま報告を受けましたが、質疑のある方はありますか。

城委員。

○委員（城　健二君）　修繕と更新という形なんですけど、修繕だと補助の対象外、更新だと国庫補助が出ますよということなんですけど、これ、解体せずにそれをうまく使いながら造り変えるというような感じなんですかね。それとも今ある船を1回解体しちゃって別に新しく船を造るということなんですか。

○委員長（宮崎吉弘君）　課長。

○管理保全課長（菊武秀明君） 更新という意味合いですけども、基本的には新しく丸々造り変えるというイメージです。その中でも使えるものがあるかないかというところも含めて、技術的な提案とかがあれば、その場で、プロポーザルの中で検討していくものだと考えています。

○委員長（宮崎吉弘君） ほか、質疑はありますか。

横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） あれは結構費用がかかったと思うんだけど、やっぱり全体的な費用も考えていただいて、予定としてはこのくらいの金額で考えていますよということでプロポーザルにかけると。

大体、基本的には今のような帆船を基礎としてやっていくということですよ。ただ、以前あそこの周りでちょっとけがなんかが発生したことがあったじゃないですか。そういうことがないような形で全体的にきれいにやっていくということ、それと、10歳以下の人たちはその辺で新しい遊具をつけて遊べるような形にする、そういう形まで持っていくということですか。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○管理保全課長（菊武秀明君） 横尾委員のおっしゃるとおりでございまして、まず、けがの防止につきましては、万が一、高いところからといいますか、遊具を使って落ちたとしても、被害といいますか、けがの具合が大きくなならないような高さの設定なりをプロポーザルの中で求めたいと思っています。それと、10歳以下の子どもたちや障がいのある人たちのことも考えて、そこら辺も設計の仕様に入れ込んでプロポーザルのほうで提案を受けたいというふうに考えております。

費用につきましても、同程度のものということで今のところ考えております。

以上です。

○委員長（宮崎吉弘君） ほか、ありますか。

横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） どうせ造るならやっぱり筑紫野市の一つのシンボルとなるような形をきちっとしてほしいなと、そういうふうに思うので。ちょうど私が議員になった翌年ぐらいにあれがオープンしたから物すごく思い入れがあるので。ちょっとあの坂を今上るとは大変やけど、子どもたちやったら走って上れるかもしれんけど、そういうことで、よろしくお願いします。

○管理保全課長（菊武秀明君） ありがとうございます。

○委員長（宮崎吉弘君） ほか、ありますか。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） あの船は、山の上に何で船なのかというのが結構議論になったんですけど、あの当時としてもかなりの費用をかけたと思うんですよ。同程度と言われたけど、もうあれは何十年もたっていますから、今の物価で言うとかかなり金額が変わってくると思うんですけど、その辺も考えて同程度のもので、金額はちょっと膨らんでいるというふうに理解していいんですか。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○管理保全課長（菊武秀明君） 費用は、25年前に造った費用と同程度というふうに今考えております。大きさも、できればあの程度にできればいいんじゃないかなというところで、ちょっと設計と工事を一体化したプロポーザルになりますので、提案型ということで仕様にはそこら辺も入れていきたいと考えておるところなんですけども、前造った木も船大工さんとかを連れてこられて造ったというのを聞き及んでいるんですけども、今それをするとかかなり費用がかかりますので、そこら辺も遊具メーカーさんあたりの技術力の提案を受けながら、今と同じような、せっかく今、全国的な雑誌とかにも載ったりして筑紫野市のシンボリックなところで非常に皆さん楽しんでいただいているところもありますので、そういったところを目指していきたいなと考えております。

○委員長（宮崎吉弘君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 確かに立派なものを造ってもらいたいと思うんだけど、木育とか、筑紫野市に木があるから木を使ってもらいたいというのは一方でありながら、木は劣化が早いからちょっと違うので長もちさせたいなという気持ちもあるんだけど、やっぱり子どもたちに本物の木でできた遊具を使ってもらいたいなと。それも、溶接してあって修理が困難だというのがこの間の議案になっていたと思うんですけども、そうじゃなくて、簡単に修理ができるようなもので、木を使って、子どもが易しく使えるようなものになればいいなと思うのが一つ。

あと、この予定スケジュールを見たら非常に短いんですよね、見た感じで。プロポーザルの公募から竣工までがちょうど1年なんですけれども、契約して、設計と工事期間から見たら半年ぐらいしかなくて、実際、前の工事のときはかなり時間をかけたような気がするんですけど、これぐらいの期間でできるものなのかどうか、ちょっと、どうなんですかね。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○管理保全課長（菊武秀明君） 前のときは、先ほど言いました手作りのところが非常に多くて時間がかかったと聞いております。あの時代から大分時間もたっていて、今回、メーカーさんあたりもいろんなところで同じような遊具を造っているケースもありまして、今いろんなものが複合的に組合せができるようになっていきますので、そこら辺も含めると、前よりは十分、期間が短くて作製ができると考えていますし、設計施工という、その利点を生かしながら、なるべく工期を短縮したところでの3月末までの竣工というのを今考えております。

○委員長（宮崎吉弘君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） プロポーザルでの公募というところでございますけれども、今回、船という部分で特定されていますよね。そうした中で、筑紫野市以外の公園で船を活用しているような公園は、参考事例というか、どこかあるんですかね。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○管理保全課長（菊武秀明君） すみません、ちょっと具体的な場所の名前まで覚えていませんけど、各メーカーさんのパンフレットの中に船をモチーフとした遊具が幾つかございます。それに加えて、天拝湖、そういったロケーションを生かしたような組合せで船形ということをしていきたいなというのと、今のイメージをなるべく継承したいなという思いでおりますので、メーカーさんをお持ちのそこら辺の技術的なところの事例を使いながらやりたいなと思っています。

○委員長（宮崎吉弘君） 私から、最後にいいですか。前田委員、いいですか。

○委員（前田倫宏君） ああ、どうぞ。

○委員長（宮崎吉弘君） 本年、今月の3月1日に本市の建築物等における木材の利用の促進に関する方針というのが打ち出されて、ホームページを拝見させていただいたんですけど、これは木を使用するということですので、当然この方針に沿って木材が使われるのか質問したいと思います。

課長。

○管理保全課長（菊武秀明君） 木材につきましては、設置の状況といたしますか、非常に、特にあそこは山の上でもありますし、気象状況だとかにそれなりに影響される部分だと思えますね。それで、自然的な筑紫野市産の木材であったりとか、そういうのをできるだけ使いたいなと思うんですが、どうしても日が当たるところとか雨ざらしになるところとかいうのは塗装だけではなかなか難しいところがありますので、そこら辺は貴重な御意見としてちょっと参考にさせていただきたいなと思っております。

○委員長（宮崎吉弘君） はい、分かりました。

ほか、ありませんかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

しばらく休憩します。次が所管事務報告の一般会計の主たる、ですね。じゃあ、課も入れ替わりますので、再開を4時にしたいと思います。よろしくお願いします。

休憩 午後3時50分

再開 午後3時59分

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

冒頭申し上げますが、所管事務報告、令和7年度一般会計予算の主たる事務事業に入ります。

報告を受ける前に、委員の皆様にお伝えしておきます。この事務事業については、毎年12月はその年度の事業の進捗状況、また今回の3月においては翌年度の事業について各部から報告を受けることに決まったものであります。したがって、今回は令和7年度の事務事業について報告を受けたいと思います。

なお、本委員会の後には予算審査委員会も控えておりますので、この報告は各部の令和6年度からの継続事業や令和7年度新規事業の内容についての説明にとどめさせていただきます。

それではまず、環境経済部からお願いをしたいと思います。

部長、紹介をお願いしてから、説明をお願いします。

部長。

○環境経済部長（平嶋顕治君） 皆さん、お疲れさまでございます。環境経済部でございます。

説明員の紹介をさせていただきます。

環境課、益永でございます。

○環境課長（益永 晃君） 益永でございます。よろしくお願いします。

○環境経済部長（平嶋顕治君） 農政課、松永でございます。

○農政課長（松永崇臣君） 農政課の松永です。よろしくお願いします。

○環境経済部長（平嶋顕治君） 商工観光課長の川口でございます。

○商工観光課長（川口 隆君） 川口です。よろしくお願いします。

○環境経済部長（平嶋顕治君） お願いします。

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、まず1ページ目のほうから、これは2ページになりますかね、説明をお願いしたいと思います。

部長。

○環境経済部長（平嶋顕治君） 1ページめくってもらってまず環境課から説明させていただきますが、環境課、それから農政課、商工観光課という順に説明していきますが、環境課が一通り説明が終わって質疑、次に農政課が終わって質疑という形でよろしいでしょうか。

○委員長（宮崎吉弘君） はい。

○環境課長（益永 晃君） そうしたら、まず、1ページ目の環境課でございます。

新エネルギー設備普及事業ということで、太陽光発電システムや家庭用燃料電池、住宅用蓄電池の設置補助というところで、昨年よりも上乗せして予算のほうを上げさせていただいている内容でございます。

次に、愛護動物対策事業ということで、飼い主のいない猫による被害を防止するため、地域猫活動をする者に対し不妊去勢手術等に係る費用を補助するものということで、令和6年度から不妊去勢手術及びワクチン接種、ウイルス検査に係る費用の市独自予算を確保しているものでございます。

次に、ごみ指定袋等購入・販売事業ということで、ごみ指定袋、粗大ごみのシール作成及び販売委託、令和5年度612万7,400枚、令和6年度631万2,000枚を見込んで予算計上しているものでございます。7年度につきましても同程度ということで上げさせていただいております。

次に、古紙集団回収奨励事業ということで1,450万円上げさせてもらっているんですが、古紙等の集団回収を実施する町内会及び社会教育関係団体等への奨励金ということで、今、登録団体が202団体ございます。

次に、し尿運搬業務運営事業。原田し尿中継基地の運営管理と両筑苑への移送業務ということで上げさせていただいている内容でございます。

以上、環境課でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 何か質疑はありますか。いいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、農政課のほうをお願いします。

○環境経済部長（平嶋顕治君） 次のページをめくってもらって、農政課のほうをお願いいたします。

まず、野菜振興対策補助事業ということで、農業の振興を図るため、筑紫農協が組織する各部会に補助金を出している内容でございます。部会としては、ブロッコリー部会、ぶどう部会、アスパラ部会、ふれあい市、出荷組合、キクイモ、タケノコ、イチゴ、ショウガ等がございます。

次に、有害鳥獣対策事業ということで、有害鳥獣対策として、筑紫野市鳥獣被害防止対策協議会への有害鳥獣対策の経費負担や電気柵、それから狩猟免許取得の補助のほうを行っている事業でございます。

次に、環境保全型農業直接支援費交付金事業ということで、地球温暖化防止、生物多様性保全等に効果の高い環境保全型農業に取り組む農業団体等が実施する事業への補助ということでやっております。

次に、水田農業担い手機械導入支援事業ということで、水田農業経営に係る高性能機械等の導入に対する補助金を交付するということで、今回はコンバインの購入のほうを予定をしております。

次に、農業次世代人材投資事業ということで、農業の担い手の確保を図るため、青年等就農計画の認定を受けた新規青年就農者に対して資金交付ということで、対象者は49歳以下の方に150万円、最長3年間ということで、昨年度までは2人を予定していたんですけど、今年度は4名まで予算のほうを確保させていただいております。

次に、経営発展支援事業。国が行う新規就農者育成総合対策の経営発展支援事業に基づき、認定新規就農者が経営発展のために導入する機械等に対し導入費用の一部を補助するものということで、令和7年度はトラクター、ブームスプレーヤ等の予算を上げさせていただいております。

次に、7番目、畜産競争力強化対策事業ということで、畜産農家の飼養規模拡大に係る飼養管理施設等の整備に対して補助金を交付することで畜産物の生産量を確保し、競争力強化を図るための補助ということで、今回は、鶏舎屋根断熱材とかスキッドステアローダー、ロールベアラー等の購入を考えております。

次に、8番目、農村環境整備事業。農業の振興を図るため、地元の要望を踏まえ、予算の範囲内で農業用施設（農道、水路、井堰、ため池等）の整備、改修費用を行う事業でございます。

次に、9番目、農業振興地域整備計画策定事業ということで、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画について、基礎調査を行い、計画の全体見直しを行うものということで、先ほど農政課のほうで説明した分でございます。

次ページをお開きください。

10番目、産地づくり推進補助事業（水田調整対策補助事業）ということで、主食用水稲の生産調整実施に伴い交付対象作物を作付し、出荷または販売を行った農業者に対する補助でございます。

11番目が荒廃森林整備事業。荒廃森林の再生及び森林の有する公益的機能増加のための森林整備費用ということで、R7年度は40ヘクタールを考えております。

次に、12番目、森林環境譲与税活用事業ということで、国から譲与される森林環境譲与税を活用して、間伐や人材育成・担い手確保、木材の利用促進等の事業を行うもので、森林所有者意向調査、森林巡視、放置竹林整備、森林ボランティア活動運営、木育教室運営、林業用施設維持修繕工事、木製品購入や木材搬出促進事業補助金等に使う予定でございます。

以上、農政課でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 今、農政課の説明がありました。質疑はいいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） 網かけの部分は、詳しくはまた予算のとき聞いていただければいいと思います。

じゃあ、商工観光課のほうをお願いします。

○環境経済部長（平嶋顕治君） 次に、商工観光課のページをお開きください。

国勢調査事業ということで、日本国内に住む全ての人と世帯を対象とする国の最も重要な統計調査ということで、統計法に基づき5年に一度実施される事業でございます。

次に、商工振興対策補助事業ということで、市内中小事業者への経営改善や経営指導、地域振興策への取組等を実施している筑紫野市商工会に対する補助でございます。

次に、中心市街地活性化補助事業。中心市街地の活性化を図ることを目的に活動するまちづくりNPO法人ほっと二日市に対する補助でございます。

次に、空き店舗対策補助事業。市指定の地域において、1年以上空いている店舗で開業する事業者に対して家賃の一部を補助するものでございます。

次に、5番目、紫プロジェクト補助事業。「紫」をキーワードとしたまちづくり活動をする筑紫野市商工会に対する補助でございます。

次が、6番目、経済対策事業住宅改修工事補助事業ということで、自己が所有し居住している住宅の改修工事を市内施工業者によって行う場合に、その経費の一部を補助する事業でございます。

次は、7番目、地域活性化商品券補助事業ということで、地域活性化商品券（プレミアムつき商品券）を発行する筑紫野市商工会に対する補助でございます。

次が、8番目、L Pガス料金高騰対策事業ということで、L Pガス料金高騰の影響を受ける市内の世帯、事業所等に対して、その負担軽減を目的に本事業を実施する一般社団法人福岡県L Pガス協会に対する補助でございます。

次が、9番目、天拝山観月会withいきいき商工農フェスタ開催補助事業ということで、二日市温泉と天拝山観月会withいきいき商工農フェスタ実行委員会の活動費補助金ということで、今年は10月5日の日曜日のほうを開催予定としております。

10番目、二日市温泉藤まつり開催補助事業ということで、二日市温泉藤まつり実行委員会の活動費補助金として、今年は4月20日の日曜日を開催予定としておるものでございます。

次に、11番目、観光振興対策補助事業（観光協会）ということで、本市の観光振興の中心的な役割を担う筑紫野市観光協会の活動に対する補助でございます。

12番目でございます。天拝山展望台リニューアル事業ということで、天拝山展望台のリニューアル工事を行い、登山客、観光客の満足度を高め、交流人口、関係人口の拡大を図る事業でございます。

以上、商工観光課でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） ありがとうございます。

ただいま商工観光課の説明がありましたけども、質疑はありますか。いいですかね。

網かけは予算審査に入っております。いいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） そうしましたら、入替えを行いますので、しばらく休憩します。

————— ・ —————
休憩 午後4時13分

再開 午後4時14分
————— ・ —————

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

都市計画課、これ、3番のやつは私が言っているいいですね。都市計画課の報告の分なんで

すけど、3番のブロック塀等撤去費補助事業、これはこちらのタブレットのサイトボックスのほうでは網かけになっておりますけども、頂いたこの資料には網かけになっておりません。というのは、ちょっと手違いがありまして、修正をしていただきたいと思います。

（「網かけやな」と呼ぶ者あり）はい、網かけになっていますので。

それでは、職員の紹介をしていただいて、説明をお願いしたいと思います。

部長。

○建設部長（野田清仁君） お疲れさまです。令和7年度一般会計予算の主たる事務事業について、建設部に関しまして、御説明に入らせていただこうと思います。

所管4課の課長が出席しておりますので、自己紹介をさせていただきます。

○都市計画課長（鶴川和宜君） 都市計画課、鶴川と申します。よろしくお願いいたします。

○建築課長（永利啓次君） 建築課長、永利です。よろしくお願いいたします。

○土木課長（深見勝彦君） 土木課長の深見です。よろしくお願いいたします。

○管理保全課長（菊武秀明君） 管理保全課長の菊武です。よろしくお願いいたします。

○建設部長（野田清仁君） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、課ごとに質疑をやって進めていきますので、都市計画のほうからお願いします。

○建設部長（野田清仁君） はい、分かりました。

それでは、令和7年度一般会計予算の主たる事務事業について御説明をさせていただきます。

資料については、タブレット上、6ページになります。都市計画課でございます。

まず1番、企業立地促進事業でございます。内容につきましては、本市に立地したい企業からの相談や福岡県と連携した取組（企業訪問等）を行いまして、企業立地促進条例に基づく補助金の交付事務を行うものでございます。主な内容としては、旅費を計上させていただいたところでございます。

次に、2番目、建築確認申請事務事業でございます。内容につきましては、建築基準法に係る確認申請手続の調査事務及び狹隘道路のセットバック事務を行うものでございます。主な内容については、道路関係の委託料、あと、工事請負費を予算計上する形になってまいります。

続きまして、ブロック塀等撤去費補助事業でございます。地震による倒壊の危険性が高いブロック塀の撤去費用の一部を補助するものでございまして、こちらについては補助金

として予算を計上させていただく形になります。

続きまして、第二次都市計画マスタープラン中間見直し事業でございます。こちらは、最終年度の令和8年度の最終取りまとめの事業になってまいります。第二次筑紫野市都市計画マスタープランの中間見直しを行うものでございます。内容としましては、委員さんに対する報償費、それと委託料でございます。

続きまして、筑紫駅西口土地区画整理事業でございます。筑紫駅西口土地区画整理事業における精算金の徴収事務を行うものでございまして、旅費、それと消耗品費を計上させていただく予定としております。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） ただいま都市計画課の説明が終わりましたが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） そうでしたら、次の建築課のほうをお願いします。

○建設部長（野田清仁君） そうでしたら、続きまして、資料は7ページになります。建築課でございます。

1番、公共建築物中長期予防保全事業でございます。こちらは公共建築物の更新、長寿命化を目的といたしまして、一定規模以上の改修もしくは解体等に必要なアスベスト調査を実施するものでございます。主な内容としては、アスベスト調査費を委託料として計上させていただく予定としております。

続きまして、事業名称が空家等対策事業でございます。こちらは、相続人不存在の空き家について、相続財産管理人制度を活用しまして実施するものでございます。裁判所へその申立てを行うものとして、予納金としての予算計上を予定させていただいております。

続きまして、耐震改修促進事業でございます。昭和56年5月31日以前に建築されまして、耐震診断の結果、耐震性を有しないと判断された2階建て以下の木造建物の住宅の改修を行うための経費に対して補助を行うものでございます。主な内容としましては、住宅性能向上改修工事補助金が耐震改修工事費として工事費の60%、省エネ改修工事として工事費の60%、建て替え等に伴う除却工事補助金としましては、除却工事として工事費の60%の分を予算計上させていただこうと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） ただいま建築課報告がありましたけども、質疑はありますか。

田中委員。

○委員（田中 允君） このアスベストの調査費ですが、今どこの辺りが対象になっているんですかね。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○建築課長（永利啓次君） 小・中学校とか、ほかのいろんな、市の管理しているのが200棟ぐらいありますけど、そのうちの令和8年度に修繕とか改修工事をしようという建物を対象として挙げさせていただいています。

○委員長（宮崎吉弘君） そうしたら、いいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） 続きまして、土木課、お願いします。

○建設部長（野田清仁君） 資料は8ページになります。土木課でございます。

1 番目、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業でございます。こちらは山口地区、山家7区の地区、それと山家3区の3地区におきまして崖崩れ対策工事が完了いたしました。こちらの工事完了後における分筆測量業務を行うものでございまして、委託料としての予算を計上させていただく予定としております。

次に、2 番になります。橋梁長寿命化促進事業でございます。橋梁の定期点検並びに維持補修を行うものでございます。こちらは事業費の10分の5.5が補助対象に該当するものでございます。内容は委託料、それと工事請負費を予算として計上させていただく予定としております。

続きまして、道路施設整備事業でございます。舗装等の道路施設点検、調査補修設計、修繕・更新工事を実施するものでございまして、本年度は舗装点検を行って個別施設計画を策定する予定としております。対象路線の総延長としては90.9キロを予定しております、その委託料を予算計上させていただく予定としております。

続きまして、ちくし台団地舗装整備事業でございます。こちらは下水道の布設工事に伴う舗装復旧を行います。それと併せて老朽化した舗装整備を行うものとして考えております。工事請負費を予算として計上させていただく予定としております。

続きまして、天拝公園周辺整備事業でございます。令和5年度末に天拝公園北道路を供用開始しております。天拝公園、天拝山、武蔵寺など観光資源を利用される方々のさらなる利便性向上を図るため、駐車場等の整備を行うものでございます。主な内容としては、工事請負費と土地購入費を予定させていただいております。

続きまして、下見道路改良事業でございます。狹隘道路の拡幅を行いまして安全な通行の確保を図るものでございます。本年度は道路改良の工事を実施する予定でございます。

こちらの事業は2分の1の補助の対象となっておりまゐります。計画延長は60メートル、計画幅員は7メートルから7.5メートルで整備をしていく予定で考えております。

9ページのほうまで続きますが、いかがいたしましょうか。

○委員長（宮崎吉弘君） 続けてお願いします。

○建設部長（野田清仁君） いいですか。

○委員長（宮崎吉弘君） はい。

○建設部長（野田清仁君） それでは、9ページをお開きください。

市営鷺田川周辺治水対策事業でございます。こちらについては、近年の集中豪雨における市営鷺田川周辺の浸水被害を軽減するために、今後の治水対策を検討するものでございます。本年度は解析業務委託並びにしゅんせつ工事を考えておるところでございます。委託費、それと工事請負費を予算計上する予定として考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） ただいま土木課の説明がありましたけども、質疑はありませんか。いいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、引き続き、今度は管理保全課のところをお願いいたします。

○建設部長（野田清仁君） 続きまして、資料は10ページ、管理保全課になります。

1番、自転車駐車場管理事業でございます。市内主要駅周辺8か所の自転車駐車場の管理運営を行うものでございます。委託料、それと使用料、賃借料を予算計上の予定で考えておるところでございます。

続きまして、放置自転車対策事業でございます。市内主要駅周辺の自転車放置禁止区域内における放置自転車への指導、撤去業務、並びに撤去した自転車の保管並びに返還業務を行うものでございまして、こちらも委託料を予算計上する予定としております。

続きまして、大門高架下駐車場管理事業でございます。大門高架下駐車場の維持管理を行うものでございまして、委託料を予算計上する予定としております。

続きまして、公園施設長寿命化促進事業でございます。公園施設長寿命化計画に基づいて公園施設の長寿命化を行うものでございます。委託料と工事請負費を予算計上する予定とさせていただきます。

総合公園遊具等更新事業でございます。老朽化している総合公園大型複合遊具等の更新を行うものでございまして、委託料と工事請負費を予算計上する予定としております。

続きまして、11ページをお開きください。

筑紫公園整備事業でございます。こちらは良好な自然環境と文化財を生かした筑紫公園の整備を行うものでございます。こちらの内容につきましては、委託料、それと公有財産購入費を予算計上する予定とさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） ただいま管理保全課の説明が終わりました。質疑はありますか。いいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） そうしましたら、以上で所管事務報告を終わりたいと思います。しばらく休憩をいたします。

————— ・ ————— ・ —————
休憩 午後 4 時28分

再開 午後 4 時31分
————— ・ ————— ・ —————

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これをもちまして本日の議事は終了いたしました。

これをもちまして建設環境常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

————— ・ ————— ・ —————
散会 午後 4 時31分